

40398

教科書文庫

4
302 307
42-1932
20000 54299

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

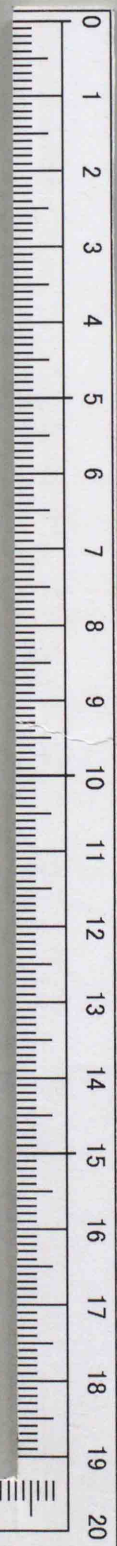
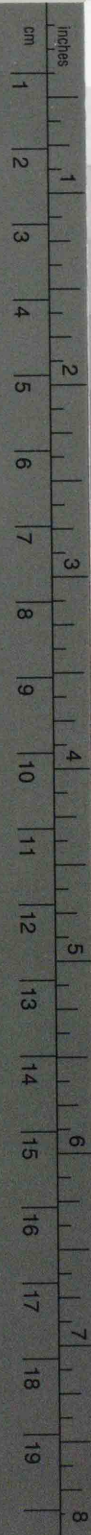


© Kodak 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak 2007 TM: Kodak



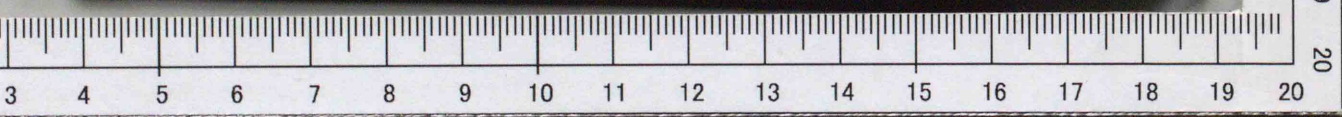
教科書文庫
4
302
42-1932
2000054299

法學博士 河田 嗣郎
法學博士 鳩山 秀夫
共著

女子公民科教科書

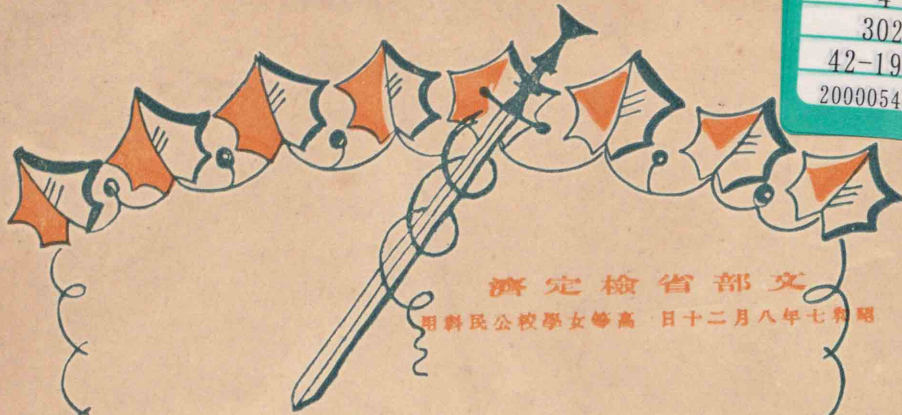
卷下

館成開京東



資料室

教科書文庫
4
302
42-1932
2000054299



濟定檢省部文
用科民公校學女等高 日十二月八年七初略

郎嗣田河 士博學法
夫秀山鳩 士博學法
著 共

書科散科民公子女

広島大学図書
2000054299



館成開京東



375.9
Ka23

皇室典範及憲法制定御告文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循
ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スル
コト無シ顧ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨
ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内
ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ



道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニ
シ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法
ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ
外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコト
ヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率
先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラサラムコトヲ誓フ庶幾
クハ

神靈此レヲ鑒ミタマヘ

大日本帝國憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ
朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ
對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚
リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神
聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ
愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタ
ルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫
ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相

與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ
祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ
此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

大日本帝國憲法發布上諭

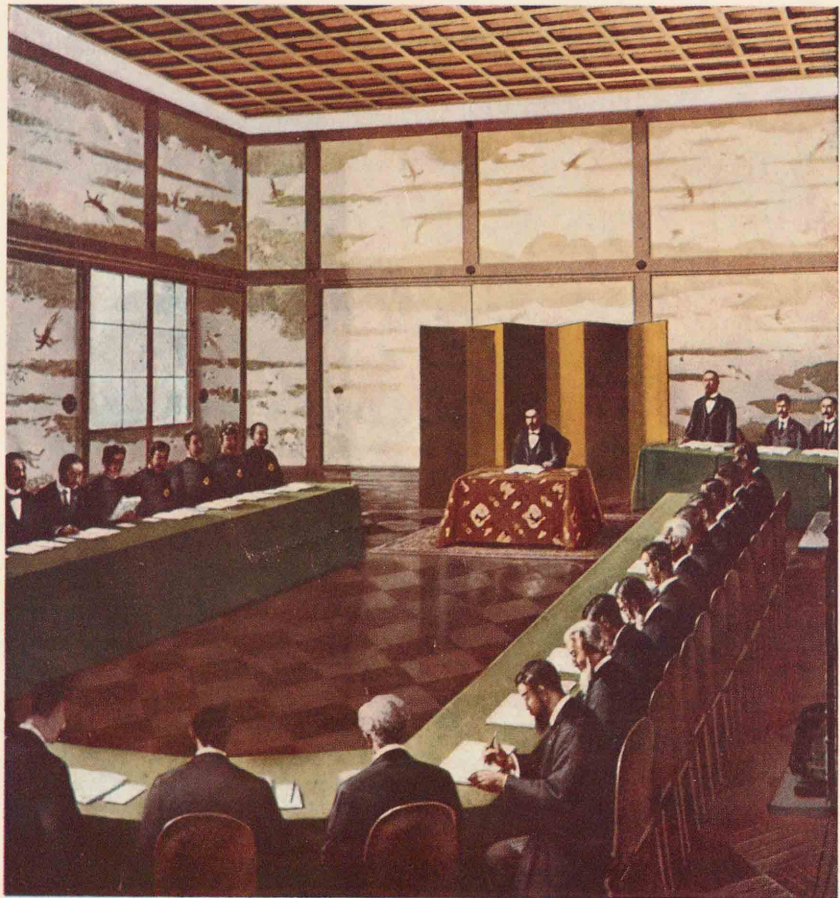
朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛
スル所ノ臣民ハ卽チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ
所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能
ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱
ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年
十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率
由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者
ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム
國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ
傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ

循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保
護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全
ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會
ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トス
ヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時
宜チ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ
執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件
ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ



(筆柳芳田姓五) 議會法憲院密樞

紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ
 朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責
 ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ
 永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

各國務大臣副署

例 言

一 本書は高等女學校並にこれと同程度の各種女學校の公民科教科書として、高等女學校令に本づき、同令施行規則、高等女學校及實科高等女學校教授要目に則つて編纂したものである。

一 本書は所定の教授時數に於て取扱ひ得ることを限度として、なるだけ多方面に互り、殊に日常生活に直接關係ある事項を網羅することに努め、而もこれ等の材料を十分に整理して、平明簡素な叙述によつて纏め上げたものである。即ち複雑難解な専門的知識に屬する事項をも、極めて正確に且又安易に把握することの出来るやうにしてあり、この點に於て教授上の便益が多大であると信ずる。

一 本書はいふまでもなく、女子のためにといふことに深く留意し、將來主婦たり母たるべき女子本來の使命に鑑み、最も現代に缺くべからざる教養の中樞をなすものとしての公民科の任務を果さしめる上に、少しも遺憾のないやうにした。併しそれと同時に、現に學校生活を営みつゝある女子の立場をも考慮し、充實したその日その日を送るのに有力な資料たらしめることを忘れなかつた。

一 本書は右の趣旨により、女子にとつて差當り必要な項目について、特に具體的に徹底的に解説し、女子がその周圍から、それぞれみづから公民科的資料を蒐集し得る能力と、それ等によつて公正な判断をなし得る眼識とを養はせることを努めた。例へば、婚姻に於て婚姻豫約のことに説き及ぼし、國防と國民に於て銃後の力としての女子の活動に涉つてゐるなどが、即ちそれ

である。

一 本書は他學科との交渉、聯絡に注意したが、とりわけ修身との關係を重視し、兩科が互に相須つて各教科の中心たるべき實質を具へるやう、記述の上にも周到な用意をめぐらしたつもりである。

一 本書は間、本文中に小活字を交へて、分類の細目に及んでゐる事項、便宜上附帶的に授けてよい事項、生徒の自學に任せて然るべき事項などを示しておいたが、これ等の取扱についてはすべて教授者各位の取捨斟酌にお任せしたい。

一 本書は上欄を利用して、本文の理解に必要な術語の説明または關係法令の要旨その他を掲げた。併しこれ等もまた各位の方寸に従つて、適當に取扱はれるやうに望む。

一 本書は所載の寫眞圖表などによつて、本文を一層效果的なも

のにしてゐると思ふが、詳しくいへば、それ等には本文の解説を補足するものの外になほ一見すれば本文とは直接關係がなさうであつて、實はそこまで附説しなければ活きたものにならないといふやうな種類のものにも及んでゐる。かやうな點について、著者の心づかひが少くなかつたことを附言したい。

一 本書は寫眞の選定、統計の蒐集などについて、公私各方面の團體・個人の厚意を辱うしたことが頗る多い。特にこゝに記して感謝の意を表する。

昭和七年七月

著 者 共 識

女子公民科教科書 卷下

目 次

第一章	國家	一
	人類と國家 國家の要素 國體と政體 我が國家	
第二章	皇室と臣民	七
	天皇 皇位繼承 皇室典範 皇室及び皇族 皇室と臣民	
第三章	立憲政治	二五
	立憲政治 帝國憲法 臣民の權利義務	
第四章	帝國議會	三三

帝國議會 議員の選舉 議會の作用 政黨
 第五 國務大臣・樞密顧問
 國務大臣 內閣 樞密顧問
 第六 行政官廳
 行政官廳 行政官廳の種類 官吏
 第七 國法
 國法 國法の種類 法の尊重 法と道德
 第八 裁判所
 司法 裁判所 訴訟調停 陪審
 第九 國防
 國防 兵役 我が國の軍備 國防と國民

六
六
三
四
六
六
六

第十 國交
 國交 條約 國際協同 國交と國民
 第十一 財政
 歳入と歳出 租税 官業 公債
 第十二 我が國の産業
 我が國の産業 我が國の貿易 資源の開發
 第十三 人口と國土
 人口と國土 拓殖と移住 海外發展
 第十四 社會改善
 社會問題 社會政策 社會事業 社會改善
 第十五 世界と日本

七
八
九
九
一〇
一〇
一一
一一
一二

人類文化の發達 文化史上の我が國の地位 我が國の使命

女子公民科教科書 卷下

第一章 國家

人類と國家 近く私たち自身に見ても分るやうに、すべて人は孤立獨存に安んじてゆけるものではない。それゆゑ、私たちは常に多數相集り、協同依存の團體生活をなし、めい／＼にとつて愉快な有意義な日を送つてゐるのである。

元來團體は、構成分子個々が完全であり、且また團體意識が明確にされてゐるところに、團體としての強みがある。およそ未開の時代には、人の欲望が單純であり、またそれを充足する方法も甚だ

單純であつた。饑ゑては食ひ、渴しては飲むといふ風で、専ら自己本位に、その折々の間に合はせることを主としてゐたから、生活に於ける自他相關の事實も、それに對する自覺も、頗る稀薄なものであつた。

かやうな原始時代には、そこに自然的な血族による家または民があり、更に家を地域的に纏めた部落があつた。その後、征服・歸順などによつて、次第にその併合が行はれたので、或部落では人も殖え地域も擴がり、今までのやうな酋長の支配では十分に行届かないことになり、やがておのづからきびしい統制のある團體へと進展しなければならなかつた。その結果、出現したのが即ち國家である。要するに、國家は人類の社會生活が發達したところに成立し、一定の人々が特定の地域を占め、強大な中心力によつて統制されたものである。

現代の國家は、内に人民の安寧・幸福を保障するばかりではなく、外に他の國家との關係に於ても提携・協調の精神により、世界平和・人類相愛の理想に向つて互に進まうとしてゐる。實に國家は、現在人類生活の發達の頂點を示すものである。

9 國家の要素 國家は國民・領土・統治權を以て、その構成の要素とする。

(一) 國民 國家を構成する人を指す。君主國では、特に臣民といふ。國民は一民族から成ることもあり、多民族から成ることもある。我が國民は日本民族を中心とし、朝鮮民族・漢民族・アイヌ民族などを含んでゐる。

(二) 領土 國家の占める土地を指す。國民は通常その地域内に定住する。また海面は、大潮時に於て海岸線から三哩(約五軒半)の範圍を領海とする。

○領海以外の海面を公海といふ。公海はいづれの國で使用しても全く自由である。

○近來、領土・領海の上空を領空といふやうになつた。

(三) 統治權 國民及び領土を支配する權力を指す。こゝに支配とは、國家の團體意思による統制力が唯一・最高なものとして作用するの意である。いひかへれば、統治權の内容は支配命令であつて、國民の絶對服従を必要とする。外國人でも、他國の領土内にある間は、その國に對してこの例に洩れることが出来ない。なほ統治權は國家に固有・獨立したものであり、決して他から賦與されたものでもなく、また干渉されるものでもない。これは一に主權ともいふ。

國體と政體 國家はそれ／＼その立國の體制を異にする。それは國家の成立に關する相違により、その統治權がいづれにあるかの問題に存する。この統治權の所在による國家の態様を國體といふ。即ち國體はその國の建國精神に由來し、國民の信念に本づくものであり、直接にその國家存立の意義を示すものである。

○昔は、國民の一部たる貴族が統治權を有する國體もあつた。

政體と國體

(一) 君主國體 統治權が特定の一人(君主)にある國體をいふ。我が國の如きは、その極めて純粹なものである。
(二) 民主國體 統治權が國民全般にある國體をいふ。フランス、北アメリカ合衆國などはこの例に屬する。
次に統治權行使の方式を政體といひ、これに二種ある。
(一) 立憲政體 國家の基本法たる憲法によつて、統治權の行使される政體をいふ。これは立法・司法・行政の三權分立の主義によつてするのを常とする。我が國をはじめ、各國に例が多い。
(二) 專制政體 統治權を有するものの獨裁・專斷によつて、統治權の行使される政體をいふ。エチオピアはこの例に屬する。
國體は國家の基礎を成すものであるから、その變革はその國家の滅亡を意味する。但し政體は統治の形態に關するものであるから、時に臨んで變更されて然るべきである。我が國が明治時代

○「忠孝の二なき
やまた明かな
り。」(藤田東湖の文
にある)

に至つて憲法による政治を行ふことにしたなどは、實にその好例である。

我が國家 我が國は世界の舊邦で、上に一系連綿たる天皇を戴き、八千萬の臣民は等しくこの統治權の下に、永く忠誠を致すことを榮譽としてゐる。そして君臣の名分は、遠く天祖天照大神の天壤無窮の神勅によつて、既に明示されてゐる。爾來幾千年、君は君たり、臣は臣として、永く君子國の稱を擅はしまにして來た。

加ふるに、臣民は皇室を宗家と仰ぎ奉り、天皇と國家とは一體不分離であるから、忠君は即ち愛國であり、それに伴つて忠孝一本の國俗になつてゐる。臣民のすべてがこれを祖先に承けて、これを子孫に傳へ、以て益々國運を隆昌ならしめることに勇躍してゐる道理は、實にこゝからも推されるのである。

およそ世界に國を立ててゐるものは殆ど六十に近いが、我が國

のやうに君民の關係が嚴格で、國基の根幹が明確なものはない。しかも、歴代の天皇が至仁至慈の大御心を以て民草を憐ませ給ひ、國體が年と共にいやが上にも尊嚴さを加へつゝある。私たち臣民はこの國に生れた有難さを感謝し、各自の境遇に應じて奉公の誠を捧げなければならぬ。

第二章 皇室と臣民

天皇 帝國憲法第一條に、大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあり、同第四條に、天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」とある。實に天皇は我が國の統治權者におはすのである。

天皇は統治權者として、内に國政を統轄し、外に國家を代表し、すべての國家活動の源泉たる至高の地位に立ち給ふ。それゆゑ、何

○天皇が廣く一般臣民に告げ給ふことを宣詔といふ。

○上諭は帝國憲

人も天皇に對し奉つて、その尊嚴を侵すことが出來ず、またその法律上の責任を問ふことも許されない。これを天皇の不可侵權といふ。

天皇が未成年にましますか、または久しきに亙る故障により、大政を親らし給ふことの出來ない時は、攝政をおく。攝政は天皇に代り、天皇の名に於て統治權を行はせられる。これに任せられるのは、成年に達せられた皇太子または皇太孫その他である。

天皇がその御意思を發表されるには、口頭または文書によられる。その文書によつてし給ふのには、詔書、勅書がある。前者は皇室の大事を宣詔し、または大權施行に關する勅旨を宣詔するため、の公式であり、後者は勅旨であるが宣詔しないものの公式である。但し法規を定めるものは、これ等と關係がない。なほ別に文書による上諭などもある。

家廷 平和 樂口

まかりかあるも
ほしき御すしはけり

法・皇至典範の改正、法律・勅令・國際條約・豫算などを公布する時に附する公式である。

○明治四十年に公式令の定められるまでには、文書による勅旨に、勅語勅諭その他の名稱があつた。

天皇の大權
百々の上
萬世の

天皇の親裁される統治權の作用を天皇の大權といふ。實は天皇は統治權の總攬者にましますのであるから、およそ國務はことごとく天皇に屬するものであるが、併し天皇は憲法によつて、特に親裁される事項を定められてゐる。これを憲法上の大權といふ。そしてこの大權を中心とし、更に立法司法行政の三權を分立させてゐるのが、我が國の立憲政治である。

今憲法上の大權に屬する主な事項を左に掲げよう。

○(一)法律を裁可し、その公布及び施行を命ずること。

(二)帝國議會を召集し、その開會閉會停會及び衆議院の解散を命ずること。

(三)公共の安全を保持し、またはその災厄を避けるために緊急勅令を發すること。

(四)法律を施行するため、または公共の安寧秩序を保持し、及び臣民の幸福を増進するために、必要な命令を發しまたは發せしめること。

モウトリヤ
ま拂給御命
所りちん位
持了

○天皇は大元帥に
おほします。

○戦時・事變に當
り、警備のため
に一定の地域に
對し、兵力を以
てこれを支配す
ることがある。
これが戒嚴であ
る。

○大赦とは、或種
類の犯罪人に對
し、一般にその
罪をゆるすこ
と、特赦とは、個
個の犯罪に對
し、その刑をゆ
るすこと、減刑
とは、宣告され
た刑を軽くする
こと、復権とは、
剥奪された公權
をまた與へるこ
とをいふ。

- (五) 行政各部の官制及び文武官の俸給を定め、及び文武官を任免すること。
- (六) 陸海軍を統帥すること。
- (七) 陸海軍の編制及び常備兵額を定めること。
- (八) 宣戰講和をなし、及び諸般の條約を締結すること。
- (九) 戒嚴を宣告すること。
- (一〇) 爵位、勳章及びその他の榮典を授與すること。
- (一一) 大赦、特赦、減刑及び復権を命ずること。
- (一二) 公共の安全を保持するために、緊急の必要あり、且臨時議會を召集すること。
- (一三) 戦時または國家事變の場合に於て、憲法の條規に拘らず、統治權一切の行使をなすこと。
- (一四) 憲法の改正を發案すること。

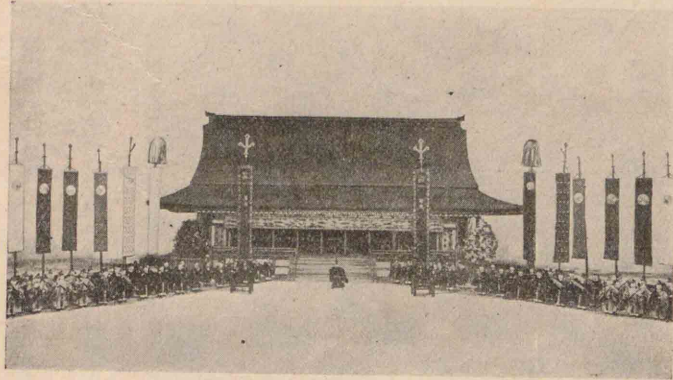
なほ憲法外の大權といつて、憲法によらない大權がある。國境變更や遷都や皇室典範によるものなどが、即ちこれである。

○皇位繼承は天皇
崩御の場合に限
られてゐる。往
時に行はれたや
うな讓位は、今
後はあり得な
い。

○元號は一世一號
の定である。

皇位繼承

天皇の御地位を皇位といふ。皇位は天皇がこれを



(儀御の殿宸紫) 禮位即

祖宗に承け、これを子孫に傳へ、萬世に互つて一系不變のものである。これは世界に誇るべき我が國體の精華である。

皇位はしばらくも缺くことが許されないから、天皇の崩御と同時にこれを繼承する皇嗣がなければならぬ。皇嗣は皇位繼承の順位にをられる皇男子孫であり、その順位は皇室典範に明示されてゐる。皇嗣が皇位を繼承すれば、祖宗の神器を受けさせ給ふ。これを踐祚といふ。そして直ちに元號を定め、その後即位禮は天皇が即位のことを祖宗に

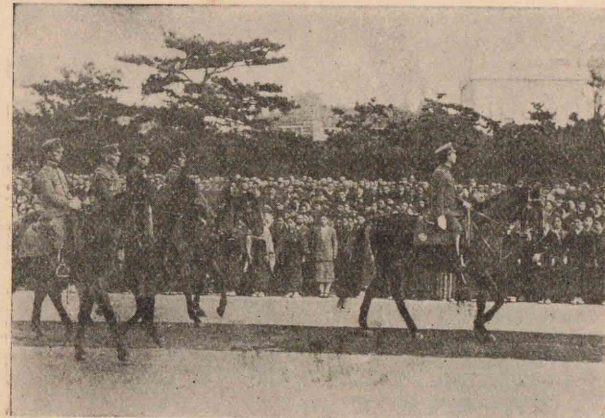
即位禮を擧げさせられる。

○皇室典範は明治四十年及び大正七年に増補された。

○皇族會議は成年以上の皇族男子を以て組織され、内大臣、樞密院議長、宮内大臣、大審院長を参列させる。

親告し、中外に周知せしめ給ふ所以である。

皇室典範 明治二十二年二月、帝國憲法と共に發布されたのが皇室典範であり、同じく國家の根本法である。これは、皇位繼承踐



(日三月一十年五和昭) 閱親御團年青下陸上今

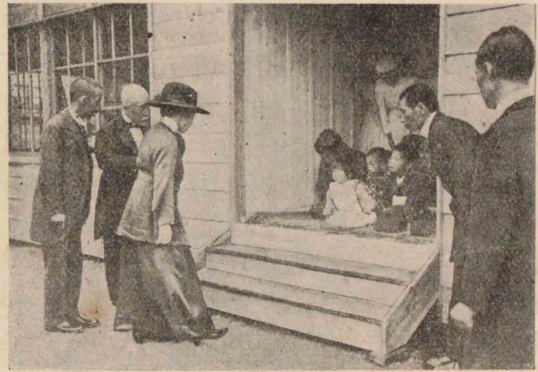
祚即位、攝政、皇族世傳御料など、およそ國家並に皇室に關するものであり、十章六十二條から成り、我が國體から見て、頗る重要な法典である。これを憲法と分けてゐるのは、その改正は議會の參與によらず、皇族會議及び樞密顧問に諮詢して、勅定すべき事情があるのによる。

皇室及び皇族 天皇の御一家を皇室と申上げ、その御家族を皇族と申上

げる。天皇は皇室の御家長におはす。皇族には、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王がある。

皇子から皇玄孫までは、男子を親王、女子を内親王と申上げ、五世以下は、男子を王、女子を女王と申上げる。但し王は勅旨または情願によつて姓を賜ひ、臣籍に降ることが出来る。皇族は、別に定めるところにより、皇位を繼承し、攝政となり、貴族院の議席に列し、皇族會議に出席し、特別の稱號、敬稱を受け、特定の紋章を用ひるなどの特權がある。

皇室と臣民 我が國は古來君臣の別が明かであり、大義名分のことがおのづから國民的信念となつてをり、隨つて天皇に對し奉る恭敬奉仕の至情は、幾多の史的事實によつて證される。夙く渡來した儒佛の思想には、元來は我が國體觀念や固有思想とはかな



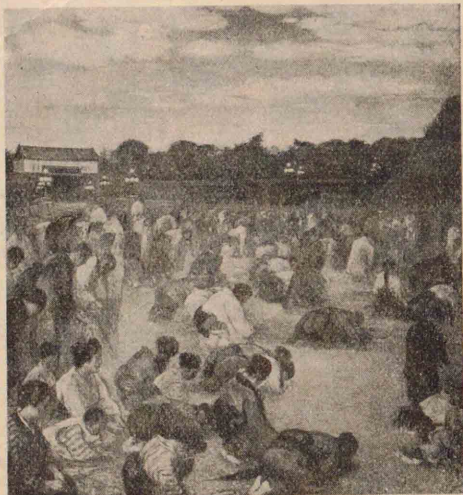
關東地震火災後直皇後陛下病院御訪問

て下に臨ませ給うたためでもある。それは近く明治天皇の御事蹟に徴しても、とこしへに民安かれといのるなる、我が世をまもれ伊勢の大神の御製さながらに、畏多い數々の御逸聞を拜承するのである。私たちが臣民としての幸福面目は、まづかやうな點に於

り距離のあるものがあつた。併しそれがやがて同化されて、そこに新しい日本的な儒教・佛教が發生し、これ等によつて却つて國民の思想・信念が深め強められ、相共に國家生活を鞏固にしたのである。これは、もとより立國の大本が確固不動なものにもよるが、またそれを立派に培養するやうに、歴代の天皇が臣民を赤子として愛撫し給ひ、嚴父・慈母の恩愛を以

て最も見易いのである。

今これを建國の昔に顧みても分るやうに、皇室は臣民の大宗家にましく、臣民は皆一大家族たるの情誼によつて相睦み、國と君と民とは一體同心の關係にあり、皇室に對し奉る時は、臣民はすべて骨肉の親しみを以てめい／＼の心としてゐる。實に皇室と臣民との間は、義によつて結ばれ、情によつて整へられてゐるといふべきである。



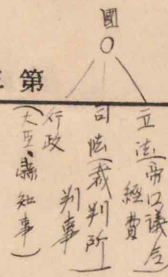
(前橋重二城宮) 願祈癒平御皇天治明

第三章 立憲政治

立憲政治 國家の根本法として憲法を制定し、それに本づいて

(天皇が人民の小事を聞かず)

三權分立



○三權の分立は、もとフランスの法律家モンテスキューの提唱による。

行ふ政治を立憲政治といふ。

憲法は國によつてその本質を異にするが、共通の特色として擧ぐべきは、およそ次のやうなことである。

(一)人民の自由確保 西洋各國の憲法は、多く君主の専横を制限しようとするところから成立し、我が國のは明治天皇の聖慮から臣民に與へられたものであるが、要するにそのいづれも人民の生命身體財産などの自由を保障したものである。

(二)三權の分立 普通に統治權の作用を區分して、立法司法行政の三權とし、それ／＼別個の機關によつてこれを行はしめ、互に相侵することのないやうにしてゐる。

(三)民意尊重 民意を輿論によつて察し、それを尊重する手段として、議會政治を採り、國民の選良をしてこれを擔當させてゐる。

これを歴史に徴するに、西洋諸國にあつては、第十八九世紀の頃、君主の擅權、貴族の墮落などから失政に失政を重ねたので、終に國

民が相結んで君主の權力を制限する運動が、隨處に起つた。そしてこの運動に思想的根據を與へたものは、科學の進歩に伴つて普及した自由平等の觀念であつたが、また天賦人權の主張によつて各自の權益を伸張しようとしたことなどから、やがて君主抑制の目的を以て憲法を定めた國が多かつた。

一般にかやうな憲法は、(一)人民の合意に成る民定憲法か、または、(二)統治權者と人民との協定に成る協定憲法かであり、その成立の根本に於ては、君主は常に受身の立場にある。然るに、帝國憲法はこれ等と全く選を異にし、(三)統治權者の創意に出でた欽定憲法である。即ち明治天皇が聖慮によつて、かしくも臣民に與へさせ給うたところであるが、これは何よりも私たちの誇とすべきことである。

帝國憲法

我が國家の根本法として、國家の組織及び統治の方

○板垣退助等は明治七年に、連署して民選議院設立の建白書を太政官に提出した。

式に關して原則的な規定をなし、國體政體を明確にしてゐるのが帝國憲法である。

我が國體は國初以來儼然として定まり、君は仁にして民は義、久



明治天皇

しく上下協和の歳月を送つて來たが、この國家統治の特質に本づいて成文となした國法を制定し、帝國憲法として發布されたのは、實に明治二十二年のことであつた。

これより先、明治天皇は世界の
の大勢に鑑み、漸次立憲政治に向はしめようと思召されたことは、
天皇が明治元年三月十四日に、天地神明に誓ひ給うた五箇條の御
誓文にも察せられる。その後明治八年地方長官會議が東京に開



伊藤博文

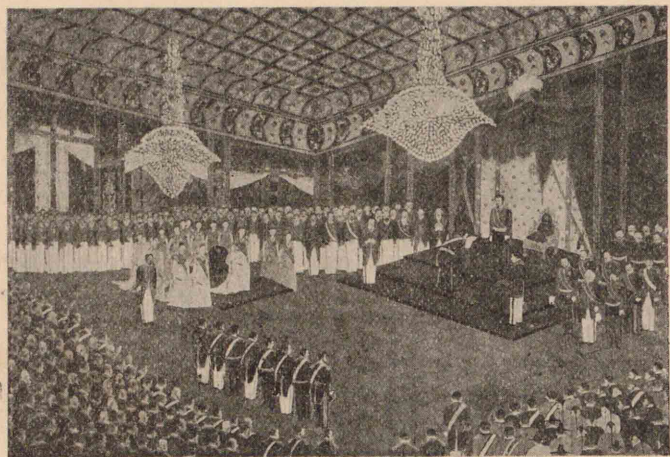
歸朝の後、制度取調局が設置されたが、博文はこれが長官として、憲法案の起稿並に諸制度の制定に従事した。そしてその草案が成るに及び、樞密院の諮詢を経て、いよいよ帝國憲法が完成したのである。

既に述べたやうに、明治二十二年、この年の二月十一日、紀元節のよい日を以て帝國憲法が發布され、翌年十一月に第一回帝國議會
が召集され、萬民は和樂歡呼して聖旨の程をかしこみ奉つた。眞

に三千年來國家が興へて來た訓練は、國民をしてこの大きな法典を戴いて、無上の幸慶を受けしめるのに、少しの不足もなかつた。また明治天皇の鴻業は、これを以て眞に大成されたといはなければならぬ。

およそ帝國憲法は、天皇・臣民權利義務・帝國議會國務大臣及樞密顧問・司法會計補則の七章七十六條から成つてゐる。帝國憲法は、その發布の勅語に於て、明治天皇が「朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ」と宣はせられてあるやうに、一に國民利福を圖り給うて發布された欽定憲法であり、實に千古不磨の大典といふべきである。就中その國體に關する事項は、我が國と共に決して渝るべき筈のものでないことは自明の理であるが、併し政體に關する方面には、時勢に應じて改廢すべき必要が生じないとも限らない。さういふ場合に、この憲法を改正するには、天皇の御發

○攝政をおく間は憲法の改正は出來ない。



式布發法憲

案により、帝國議會に附議し、兩院議員がそれ／＼總數の三分の二以上出席し、その三分の二以上の賛成を得て議決する。但し帝國議會は可否を決するだけであつて、これを修正することが出來ない。

かやうな憲法の下に忠良な臣民たることは、私たちの無上の光榮であり、私たちの父兄をして、または將來私たちの子弟をして、眞に憲政治下の良民たらしめるやう努力すべく、これは女子としてなし得る憲政への最大の奉仕である。

臣民の權利義務 人が國家の構成要素たる關係を國籍といふ。

○外國人は婚姻または縁組によつて、日本人の妻入夫・養子になるか、または内務大臣の許可を得て歸化すれば、日本人たる國籍を取得する。
憲法に在り臣民の權利

國籍は出生・婚姻・養子縁組・歸化などによつて、これを取得する。我が國の國籍を有するものを特に臣民といふ。臣民は統治權に對して、一般的な服從の義務を負ふものであるが、帝國憲法にはこれに對する權利義務を掲げてゐる。

憲法上の權利はこれを三種に分けることが出来る。

(一) 參政權 臣民が國家統治に參與し得る權利をいふ。臣民は一定の資格に應じて文武官に任ぜられ、また議員を選擧し若しくは選舉される事が出来る。

(二) 自由權 國法の定めるところによる外、臣民はその自由な活動に對し、統治權の干渉を受けない權利をいふ。臣民は法律の範圍内に於て、居住・移轉・言論・著作・印行・集會・結社の自由を有し、安寧秩序を妨げず臣民たるの義務に背かない限り、信教の自由を有する。法律によらなければ、逮捕・監禁・審問・處罰を受

人民の義務

○請願とは、自己または公益のため、願望するところを、天皇または官公署に願出ることといふ。

けず、妄りに住所に侵入され、またはそれを搜索されない。また信書の祕密、所有權などが保障される。

(三) 要求權 臣民が自己のために統治權の發動を求め得る權利をいふ。臣民は法律で定めた裁判官の裁判を受けることが出来る。また相當の敬禮を守り、別に定めるところに従つて請願をなすことも出来る。

次に憲法上の義務としては、兵役・納税の義務がある。

(一) 兵役の義務 臣民は、法律の規定によつて兵役に服するのであるが、これはその性質から見て、決して一部の臣民だけに限られるべきことではないから、國民皆兵を主義としてゐるのである。

(二) 納税の義務 臣民は、法律の規定によつて納税をなす。これは臣民の資力に應じて、それ〴〵適當に負擔すべきやう法律

に定められてゐる。

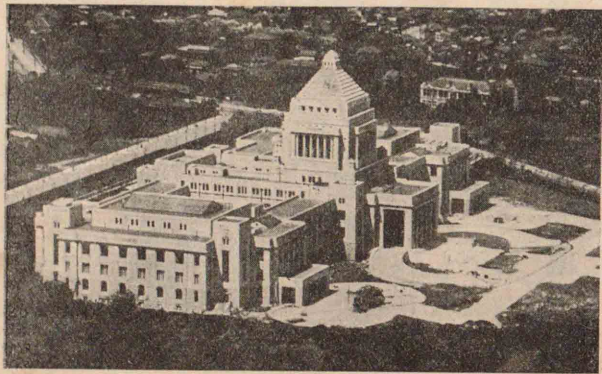
私たち女子も固より帝國臣民であるから、これ等の権利義務に關しても、原則としては例外的な理論の上におかれてゐるのではないが、併し生活の實際に於て、男子と一樣にしてはいけない事情が存する。この事情は、女子固有の特質を十分に發揮させようとする趣旨から生じたものである。例へば、選舉權の如きも、今遽に女子に認めることをしないのは、それは妻たり母たる任務に考へて、まだかういふ方面にまで進出させずにおくことが適當な社會状態だからである。また官吏となる資格の如きに見ても、全く同様のことがいへるであらう。

私たちは私たちの天職に省み、輕舉盲動を慎み、雷同附和に陥らないやうにしたい。この自制と潛心との裡に、即ち女子の漸進的な社會的進展が見られるのである。

第四章 帝國議會

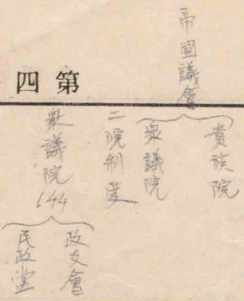
帝國議會 國民の代表者が、立法並にその他の重要な國務に參與する憲法上の統治機關が帝國議會である。それゆゑ、議會は輿論を代表し、民意の總和を示すものと見られ、國民はめいめいの代表たるものをこゝに送つて、統治を翼賛させるわけになつてゐる。

帝國議會は貴族院及び衆議院から成る。これがいはゆる二院制度である。一般に、兩院がそれと同一の事項を議し、その結果が相一致すれば、はじめて議會の議決としてその效力を生ずる。と



堂事議會議國帝

○同時に同一の人が兩院に議員たることは許されない。



○貴族院の組織を
改正する場合に
は、必ず貴族院
の議決を要す
る。

にかく兩院が感情や情實に捉はれることなく、互に抑制して議院の職分を完全に遂行するやう、慎重に審議を遂げさせる趣旨から出たのが二院制度である。我が國は世界各國の實例に鑑み、同じくこの制度を採用したのである。

貴族院は貴族院令により、左に示す議員を以て組織される。

- (一) 成年に達した皇族男子。 人數に制限がない。
- (二) 公侯爵たる男子で、滿三十歳に達したもの。 人數に制限がない。
- (三) 伯子男爵各、その同爵の滿三十歳以上の男子から互選されたもの。 伯爵十八人、子爵男爵各六十六人。
- (四) 國家に勤務あり、または學識ある滿三十歳以上の男子で、特に勅任されたもの。 百二十五人以内。
- (五) 滿三十歳以上の男子で、帝國學士院會員たるものから互選されて勅任されたもの。 四人。
- (六) 北海道及び各府縣に於て、直接國稅につき多額納稅者百人のうちから一

人、または二百人のうちから二人、互選されて勅任されたもの。 六十六人以内。

衆議院は、衆議院議員選舉法によつて公選された議員から成る。即ち衆議院は、かの貴族院が國民のうち特別の資格地位を有するものから成るのと異なり、國民全般を基調とする代議士ともいふべき人々を以て組織されるのである。それゆゑ、衆議院によつて最もよく國民の總意が見られるやうになつてゐる。衆議院議員はその任期が四箇年である。なほ貴族院議員にもいはれることであるが、殊に、衆議院議員は直接に國民の期待によつて選出されたものであるから、議員としては飽くまで公明正大に、且またその出所進退を慎重にしなければならぬ。

帝國議會は主として立法及び豫算について天皇を翼賛し奉るのであるが、それに(一)協賛と(二)承諾とがある。前者は事前に於け

帝の議を

十月二十日

三月二十四日

議案

○衆議院が貴族院に先だつて豫算を議することはその特權である。これを衆議院の豫算先議權といふ。

る同意をいひ、後者は事後に於ける同意をいふ。

およそ帝國議會の權限は、次のやうである。

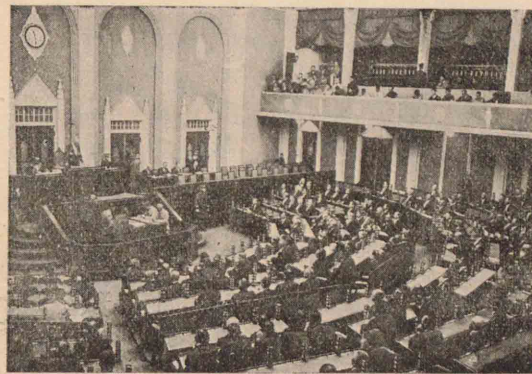
(一) 立法に關する權限。法律の制定は、議會の協賛を経ることを要する。法律案は、政府も兩院もそれ〴〵別々にこれを提出することが出来る。また緊急の必要に迫られ、しかもそれが議會閉會中の場合には、天皇は緊急勅令を發する。これは、次の會期に議會の承諾を求めべき勅令であり、若しその承諾が得られない時は、それは將來に向つて效力を失ふことが公布される。なほ憲法の改正は、勅命によつてその議案を議會に提出してからでなければならぬ。

(二) 財政に關する權限。國家の歳出・歳入は、毎年豫算に編成して、議會の協賛を経ることを要する。但しこれはまづ衆議院に提出しなければならぬ。豫算には、(一)總豫算、(二)特別會計豫

算があり、それ〴〵議會の協賛を経、天皇の裁可を仰いで成立する。また國債及び豫算外の國庫の負擔となる契約については、同じく議會の協賛を要する。なほ政府は、あらかじめ設けておいた豫備費から支出をなし、或は緊急の場合は勅令によつて財政上必要の處分をなすことが出来るが、これ等はいづれも後に議會の承諾を得なければならぬ。若し議會の解散などのために、豫算不成立の際は、前年度の豫算をそのまま行ふことになつてゐる。そして歳出・歳入の決算は、會計検査院の検査報告と共に、これを議會に提出して、その審査を受ける。

更に兩院がそれ〴〵別々に有する權限には、(一)法律案を提出し、(二)意見を政府に建議し、(三)天皇に上奏をなし、(四)臣民からの請願を受理し、(五)内部整理のために規則を制定し、(六)議員の逮捕を許諾し、

議案の審議は、



衆議院議事

(七) 議員を懲罰することなどがある。

また議員の権利義務は、(一) 政府に對して、政務に關する事實や所見につき答辯を求め、(二) 會議に於て動議を提出し、(三) 議案につき自己の意見を述べ、またはこれに賛否を表し、(四) 議院内に於ける發言に對しては、議院外に於て責任を免除され、(五) 現行犯または内亂外患に關する罪を除く外、會期中はその院の許諾を得ないでは逮捕されることがなく、(六) 歳費を受けることなどである。以上述べたところによつて、議會及び議員の任務の重大なことが知られる。私たちは議員の人物手腕に信頼して、私たちの郷黨が選んだその人に對して、滿幅の敬意と希望

○選舉權・被選舉權についての例外に屬するものを選舉の缺格者といふ。これは府縣會議員に於けるのと、ほぼ同様である。

議員の選舉

望とを持つやうにしたい。

兩議院の議長は、會議につき議事日程を定め、それによつて議員總數の三分の一以上の出席を得て議事を進める。議事は出席議員の過半數を以て決し、可否同數の場合は議長がこれを決する。また會議は原則として公開される。

すべて或議院の議を経た議案は、それを他の議院に回付する。そして兩院の議が一致すれば、これを奏上する。若しそれが一致しない時は、兩院協議會を開いてこれを決し、その成案を兩院に移して議せしめる。

議員の選舉 帝國臣民たる男子で、年齢二十五年以上であり、且また一年以上同一市町村に住居するものは選舉權を有し、帝國臣民たる男子で、年齢三十年以上のもは被選舉權を有する。但しこれ等には例外がある。

○普通選舉になつて、有権者は約千四百餘萬となり、全國人口の約二五パーセントになつた。

普通選舉
ナニと選舉

かやうに議員の選舉は、現在では納税教育程度などについての制限が撤廢され、これを一般國民に及ぼす原則の上に立てられてゐる。これを普通選舉といふ。元來立憲政治の國にあつては、選舉は國民の權利であつて、同時に義務である。それゆゑ、その棄權は選舉を根本的に否定する結果になり、やがて公人としての自己を無視するわけになるのである。

私たち女子は、現在ではまだ直接に選舉に参加することは出来ないが、それだからといつて、議員選舉のことに目を塞いでゐてよいのではない。私たちの周圍には、現在及び將來の多くの選舉權者、被選舉權者があつて、私たちの不斷の注意督勵を必要としてゐるが、また私たち自身のためにも、來るべき時代に對する準備、教養を今からなしておくべきであらう。

議員はすべて選舉區毎に選舉する。現制によれば、道府縣をそ

○選舉區及び各選舉區の議員数は、衆議院議員選舉法別表に示されてゐる。

れぞれ若干の選舉區に分ち、全國を通じて百二十二區として、各選舉區から三人乃至五人を選舉し、總計四百六十六人を選出することになつてゐる。

市町村長は、毎年九月十五日の現在により、その日まで引續いて一年以上その市町村に住居を有するものにつき、選舉資格を調査し、選舉人名簿の調製をなして、これを關係人に縦覽させ、なほ異議の申立、名簿の修正などがあつたりして、十二月二十日になつてそれが確定する。即ち毎年この日から翌年十二月十九日までの間に行はれる選舉は、必ずこれによるのである。そして議員にならうとするものは、まづ議員候補者たる旨を選舉長、地方長官、市長、または地方長官の指定した官吏などに届出でなければならぬ。

選舉區は更に投票區に分けられ、適宜投票所が設けられる。投票管理者は市町村長であるが、別に投票立會人がある。投票時間は全國一様に、當日の午

○投票の方法には、被選挙人一名だけを記すもの(単記投票)と、數名を連記するもの(連記投票)とあり、また被選挙人と選挙人の氏名を併記するもの(記名投票)と、選挙人の氏名は記さないもの(無記名投票)とある。現に我が國に行はれてゐるのは單記無記名投票である。

前七時から午後六時までとされてゐる。投票は自身で投票所に至り、所定の投票用紙に候補者一名の氏名だけを記し、直ちに投票函に投するのである。開票は開票所に於て行はれる。開票所は、主として郡市の區域による開票區に設けられ、開票管理者市長または地方長官の指定した官吏(など)開票立會人などによつて行はれる。投票には無効のもの(府縣會議員選挙の場合と同じ)を除き、得票の多いものから當選人を定める。但しそれは、その選挙區内の議員の定數を以て、有效投票の總數を除して得た數の四分の一以上の得票のあることを要する。

選挙運動は議員候補者の得票を多くして、當選の確實を期する目的から出てゐる。演説または推薦状は別として、議員候補者選挙事務長選挙委員選挙事務員だけが選挙運動をすることが出来る。併し投票について戸別訪問をすることは、如何なる人にも禁ぜられてゐる。また選挙運動の費用には一定の制限があり、なほ選挙法違反に對しては、罰則の規定がある。

衆議院の
口頭で
待つ

○衆議院解散の場合には、解散の日から五箇月内に必ず議會は召集されなければならない。

私たちの願ふところは、選挙が公正無私なものとなり、公人としての貴重な権利行使たる實を明かにさせたい點にある。それは眞の選良を議會に送つて、憲政の美果を收めしめる所以である。私たちは女子たる立場から、議員候補者の人物、選挙の實際なども常に注視を懈らず、不正な手段のその間に行はれないやうにするために、身になふほどの政治教育を自己及び自己の周圍に施すだけの覺悟がなければならぬ。

議會の作用 帝國議會の召集は、毎年一回は必ずある。その會期は三箇月であるが、これを延長することも出来る。通例十二月に始まり、翌年三月に終る。これが通常議會といはれるものである。この外に、臨時緊急の必要があれば、臨時議會が召集される。議員が各議院に參集して、衆議院議長、副議長がまだ定まつてゐない時はこれを選挙し、兩院議員それ／＼その部屬を決定し、その

ざめ、選舉には高潔有爲な人物を推舉することが、何よりも急務である。

私たちは女子だといふことを以て、徒に政治に目を閉ぢてはいけない。勿論現在は、女子は政黨加入禁止の規定になつてはゐるが、併し政黨を正しく導くものは、大きくいへば私たち女子を包含した一般國民の輿論であることを知り、政黨一時の宣傳や煽動や壓迫に惑はされることなく、健全な民意を振作することに、いささかなりとも盡してみたい。かういふ希望によつて、私たちの將來が一層明朝なものになるであらう。

第五章 國務大臣・樞密顧問

國務大臣 天皇は國の元首であつて、統治權を總攬し給ふことは、既に述べたと通りである。そしてこれを輔弼し奉るのが、即ち

國務大臣である。

こゝに輔弼といふのは、御下問に奉答することでも、また所見を陳べることもよい、要するに天皇を輔導し奉り、統治權の發動をその行政的方面に於て完全にさせるために、責任を以て國務の處理に當ることを指すのである。即ち國務大臣は、直接には天皇に對し奉つて、間接には臣民に對して、施政の責に任ずるものである。兩院議員がこれに對して質問をなし、反對黨が政府を糺彈するなどは、皆その責任を問ふのである。

法律勅令その他國務に關する詔勅には、國務大臣の副署を要する。副署とは、天皇の御名に副へて署名することをいふ。これによつて、天皇の國務上の御行爲が國務大臣の輔弼し奉つたものであることを明かにするが、併しこれがあるために、國務大臣の責任が生ずるのではない。國務大臣は元來政治上の全責任を負うて

○勅旨によつて、各省大臣の外のものな國務大臣とすることが出来る。これが無任所大臣である。

ゐるものである。國務大臣は憲法上の機關であるから、官制で定められた行政各部の主任として、その主務につき責に任ずる各省大臣とは性質を異にする。たゞ現在では、國務大臣たるものが同時に各省大臣を兼ねることになつてゐるのである。なほ宮内大臣、内大臣は國務大臣ではなく、前者は宮中に關する事務を掌り、後者は至尊に常侍して御璽、國璽の尙藏及び内廷の文書に關する事務を掌るものである。

内閣 國務大臣を以て組織し、輔弼事項を協議する合議體が内閣である。これは同時に、行政各部の統一を保ち、行政事務を決定する官廳でもある。即ち内閣に於て議せられた事項には、國務大臣としての職務事項と各省大臣としての職務事項とが含まれるのである。閣議に於ては、國務大臣の首班たる内閣總理大臣を議

長とする。閣議の決定は全員一致を以てすべきものである。國務大臣はそれ／＼獨立して輔弼に任ずるが、またかやうに合議によつてもその任を盡すものであるから、こゝに國務大臣の連帶責任が生ずる。若し閣員の間不統一を見れば、國務大臣が天皇に對して辭表を奉呈するのは、實にこの理による。閣議に附する主な事項は、およそ次のやうなものである。

- (一) 法律案及び豫算案、決算案。
- (二) 外國條約及び重要な國際事件。
- (三) 官制または規則及び法律施行に關する勅令。
- (四) 諸省間の主管權限の爭議。
- (五) 人民の請願。(天皇から下附され、また帝國議會から送致されたもの)
- (六) 豫算外の支出。
- (七) 勅任官、地方長官の任免。

枢密顧問 憲法上の機關として、重要な國務に關して天皇の御諮詢に答へ奉るのが枢密顧問である。これは國務大臣と性質を異にし、進んでその意見を上ることがなく、随つて施政に干渉することもない。枢密顧問は枢密院を組織する。議長、副議長、各一名顧問官二十四名から成るが、いづれも年齢四十歳以上の國家の元勳及び鍊達の人々である。國務大臣はその職務について、枢密院に於て顧問官たる地位を有し、議席に列して表決權を有する。

なほ諮詢すべき主な事項は左のとほりである。

- (一) 憲法の條項または憲法に附屬する法律、勅令に關する草案及び疑義
- (二) 戒嚴の宣告、緊急勅令、緊急財政處分、罰則規定のある勅令
- (三) 列國交渉の條約及び約束
- (四) 枢密院官制及びその事務規定の改正に關する事項
- (五) 皇室典範に於て、枢密顧問の諮詢に附すべきことを規定してある事項

(六) その他臨時に諮詢された事項。
枢密院會議は顧問官十名以上の出席により、天皇親臨の下にこれを開く。議事は多數を以て決し、可否同數の時は會議首席の決するところに従ふのである。

第六章 行政官廳

行政官廳 國務のうち、立法、司法及び大權事項を除いた一切の統治權の作用を行政といふ。行政は勿論天皇の統べさせ給ふところであるが、天皇の親裁し給ふのは大綱にとゞまり、その他は天皇から一定の權限を委任された機關の行ふところである。この機關を行政機關といひ、(一)行政官廳と、(二)自治團體との二種に分れてゐる。

行政官廳とは、天皇に隸屬して、行政事務の一部につき國家の意

○内閣總理大臣の職務については特別の一言をおかず、省に相當する名稱としては内閣と名づけてゐる。随つて内閣の語は合議體を意味するこゝともあり、或は單に内閣總理大臣を意味するこゝともある。

○内閣總理大臣の下に内閣官房の外、恩給局・印刷局・統計局がある。また資源局・法制局・賞勳局は、内閣總理大臣の管理監督するところである。

思を決定し、これを外部に表示する権限を與へられたものをいふ。これに獨任制のものゝ合議制のものゝある。

行政官廳の種類 行政官廳は二種に分れてゐる。

① 中央官廳 その管轄の全國に及ぶものである。

② 内閣 行政各部の統一を保つために閣議を決定し、なほ特別法により、都市計畫決定の認可などの行政事務を擔任する合議制の官廳である。

二、内閣總理大臣 國務大臣として内閣の統一を保ち、なほ行政官廳として各省大臣などに屬しない行政事務を擔任する。そして必要に應じて閣令を發し、主管事務について地方長官を指揮監督する。補助機關には、内閣書記官長書記官秘書官その他所屬局の總裁長官局長などがある。

外

三、各省大臣 一部の行政を擔任し、主管事務について法律勅令の改廢を立案し、これを内閣に提出し、また地方長官を指揮監督し、省令を發する。各省大臣の數は現在十二人であり、十二省がおかれてゐる。その補助機關には、政務次官次官參與官局長書記官事務官秘書官屬などがある。

イ、外交大臣 外交・通商及び海外在留臣民に關する事務を管理し、外交官領事官などを指揮監督する。

ロ、内務大臣 神社地方行政議員選舉警察土木衛生出版著作權救濟都市計畫などに關する事務を管理し、また地方長官を監督する。

ハ、大藏大臣 政府の財務を統轄し、會計出納租稅專賣國債貨幣銀行有價證券などに關する事務を管理し、專賣局の專賣事務、營繕管財局の營繕事務などを統理し、また北海道地方費府縣市町村公共組合の財務を監督する。

○用兵に關するこ
と、防禦、攻撃の
計畫を定めるこ
とは軍政とは別
であつて、參謀
本部・海軍軍令
部の管掌であ
る。

- ニ、陸軍大臣 陸軍軍政を管理し、陸軍軍人軍屬を統督し、所轄諸部を監督する。
- ホ、海軍大臣 海軍軍政を管理し、海軍軍人軍屬を統督し、所轄諸部を監督する。
- ヘ、司法大臣 檢察事務を指揮し、民事刑事非訟事件、戶籍、刑務所及び出獄人に關する事項、その他の司法行政事務を管理し、裁判所、檢事局を監督する。
- ト、文部大臣 教育、學藝、宗教などの事務を管理する。
- チ、農林大臣 農林、水産、畜産及び米穀法施行に關する事務を管理する。
- リ、商工大臣 商工、鑛山、地質、度量衡、計量に關する事務を管理し、特許局に屬する事務を統理する。
- ヌ、逓信大臣 郵便、小包郵便、電信、電話、航路標識を管理し、發電、水力、航空などに關する事務を掌り、電氣造船、水運の事業、航路、船舶、海員などを監督し、貯金局、簡易保險局などに屬する事務を統理する。

ル、鐵道大臣 國有鐵道及びそれに附帶した業務を管理し、地方鐵道、軌道その他の陸運を監督する。

ヲ、拓務大臣 朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、樺太廳及び南洋廳に關する事務を統理し、南滿洲鐵道株式會社及び東洋拓殖株式會社の業務を監督し、また涉外事項に關するものを除く外、移植民事務及び海外拓殖事業の指導、獎勵に關する事務を管理する。

四、會計検査院 國家の歲入、歲出の決算の検査及び國庫の會計事務を監督し、天皇に直隸する憲法上の合議制の機關である。これは國務大臣に對して獨立の地位にあり、何等の干渉をも受けない。院長、部長、検査官から成る。

五、行政裁判所 行政官廳の違法處分による、權利または利益の侵害についての訴訟を裁判する憲法上の合議制の機關である。長官、評定官から成る。

○東京府知事は警察事務を管理しない。

(二) 地方官廳 その管轄の地方的なものである。

一、北海道廳長官・府縣知事 内務大臣の監督を受けて、法律命令を執行し、道府縣内に於ける一般の行政事務を管理する。但し各省の主管事務については、各省大臣の指揮監督を受ける。北海道廳令または府縣令を發する。補助機關には、書記官・事務官・視學官・警視小作官・屬警部・技手・警部補などがある。なほ東京府は帝都の地であるから、別に警視總監がある。これは内務大臣の指揮監督を受けて、東京府内の警察・消防・衛生などの警察事務を管理し、警視廳令を發する。補助機關には、部長・技師・警視屬・技手・警部・警部補などがある。

二、朝鮮總督 内閣總理大臣の監督を受けて、朝鮮に於ける一般の行政事務を管理し、内閣總理大臣を経て上奏をなし、

○制令及び律令は勅裁を経たもので、法律と同じ效力がある。

○關東長官は、外國に關係ある事項については、外務大臣の監督を受ける。

裁可を受け、また出兵を要求することが出來、朝鮮總督府令及び制令を發する。補助機關には、政務總監局長・部長・祕書官・事務官などがある。

三、臺灣總督 拓務大臣の監督を受けて、臺灣に於ける一般の行政事務を管理し、また出兵を要求することが出来る。臺灣總督府令及び律令を發する。補助機關には、總務長官・局長・事務官などがある。

四、關東長官 拓務大臣の監督を受け、關東州に於ける一般の行政事務を管理する。廳令を發する。補助機關には、事務總長・局長・外事部長などがある。

五、樺太廳長官 拓務大臣の監督を受け、樺太に於ける一般の行政事務を管理し、出兵を要求することが出来る。廳令を發する。

六、南洋廳長官 拓務大臣の監督を受けて、南洋群島に於ける一般の行政事務を管理する。廳令を發する。補助機關には、書記官、事務官などがある。

なほ地方官廳には、普通地方官廳、特別地方官廳の區別がある。以上に掲げたのは、すべて前者に屬する。後者は特殊の行政事務を限つて管轄する官廳であり、鑛山監督局長、營林局長、稅務監督局長などがその例である。

すべて行政官廳は、その行政作用を行ふために、それらの場合に於て或行爲をせよと命じ、するなと禁ずることがある。かやうな處置を行行政處分といふ。若しこれによつて人民が不法不當に權利または利益を害された場合には、その救済のために訴訟、行政訴訟がある。

官吏 天皇またはその委任を受けたものから任命されて、國務

を擔任するものを官吏といふ。官吏は通例官廳またはその補助機關たるものであり、これを文官、武官に分ち、文官を更に行政官、司法官に分つが、通じて勅任官、奏任官、判任官の三種の官等が定められてゐる。なほこれ等以外で、官吏たる待遇を受ける待遇官吏もある。

官吏は官吏服務紀律などの規定により、(一)忠實に職務を執行し、(二)上司の命令に服従し、(三)祕密を嚴守し、(四)體面を保持するなどの義務を負ひ、(一)俸給を受け、(二)名譽の表章を與へられ、(三)故なしに免官されず、(四)恩給を受けるなどの權利を有することが明かにされてゐる。そして若しその義務に背いた場合には、懲戒處分などの制裁を受ける。

元來官吏は一般國民と異なり、國家に對して特別の服従關係に立つものである。隨つてその任用は、一定の資格あるものについてなされる。我が國では、女子に對して官吏たる道はまだ極めて

○勅任官のうち、親任式によつて任命されるものを特に親任官といふ。
○勅任官・奏任官を併せて高等官といふ。

勅任官、奏任官

高等官

局限されてゐるが、併し漸次その範圍の擴げられてゆく傾向を見るのは、まことに喜ばしいことである。但し女子には女子の天職があり、あながち男子と同等にならうと望むべきでないのは勿論である。私たちは家庭のよい一人たり、また忠良な臣民たるためには、行政官廳の本質や機能を理解し、如何なる態度でこれが統制の下にあればよいかを思ふべきである。

第七章

國

法

法別命

國法 人々が多數相集つて生活を営み、めい／＼が自己の欲望を遂げようとすれば、その間に衝突の起るのは免れがたいことである。そしてかやうな衝突は、共同の生活を亂し、共同の利益を害する結果になるから、おのづからこれを調和し統制するため、夙に原始未開の時代から存してゐたのが、道德・慣習・宗教的儀禮

國法

なごである。即ちこれ等社會的規範は、いづれもその團體に屬する各個人によつて認められたもので、同時にこれ等の規範を守ることによつて、人々の生活は平和にして幸福なものであつた。

若し社會的規範が更に一步を進め、或中心勢力によつてこれをせよとかこれを禁ずるとかといふ強制力が與へられれば、そこに法が成立する。併し一旦成立した法は、各個人の意思だけに一任されて存するものでなくなり、たゞ廣く團體意識に纏められて、團體としての規則となつて、各個人はめい／＼の意思の如何に拘らず、これに遵ふことを強要されるものとなる。

かやうな強制の力が即ち國權(統治權)であるが、これは國家の成立に伴ふものである。即ちこゝに國法の名が生ずるわけである。實に國法は、國民生活の基準であり、鐵則である。

國法の種類

我が國の基本法は憲法及び皇室典範であるが、國

○命令のうちに緊急勅令がある。これは法律に代るべき効力があり、法律を以て定むべき事項を規定することが出来る。併し後に議會の承諾を受けなければならぬことは既に述べた。

法にはこの外になほ次のやうなものがある。

(一)法律 帝國議會の協賛を経て、天皇の裁可によつて定められた國法である。憲法に、必ず法律で定むべきものとして、戒嚴日本國民たる要件、兵役・納税の義務、居住・移轉・身體・言論・結社の自由、裁判官及び裁判所、信書の祕密、所有權侵害の處分、衆議院議員選舉法、議院法、特別裁判所、行政裁判所、會計検査院に關する事項などを掲げてゐる。また法律を改廢するには、法律を以てしなければならない。

(二)命令 天皇みづから發し、または天皇が行政機關をして發せしめ給ふ國法である。これは帝國議會の協賛を必要としない。天皇みづから發し給ふとは、憲法上の大權に本づき、親裁專斷によつて制定し給ふことをいふ。これが勅令である。なほ閣令、省令、府縣令、警視廳令などは、いづれも命令であり、道

○すべて國法の効力は既往に溯らない。

府縣・市町村の條例などの自治法規も、同じく命令である。また皇室典範による皇室令なども同様である。

國法は公布により、施行を待つて效力を生ずる。公布の方法としては、官報または府縣公報などに掲載するのが普通である。法律は、公布後滿二十日を經て施行されるのを原則とする。命令には、またそれ／＼施行についての規定がある。

國法の種別は右のやうであるが、次に法全般に互つて、その分類を示さう。それを知ることには、やがて國法の本質を一層明かならしめるわけになるのである。

(一)成文法・不文法 法の内容が明文を以て定められたのが成文法であり、共同生活内に慣行として發生した規則で各人に認められ、成文法同様に通用されるやうになつたのが不文法・慣習法である。これは、法をその成立の形式から見て分類した

ものである。

(二) 公法・私法 國家と人民との支配關係について定めたのが公法であり、人民相互の關係について定めたのが私法である。

これは法の實質からの分類である。

(三) 普通法・特別法 地域または事項について廣く一般的に定められたのが普通法であり、特殊の地域または事項について定められたのが特別法である。これは法の行はれる範圍を基準としての分類である。

法の尊重 法はその淵源が、遠く共同生活に於ける社會的規範にあり、その發達によつて確立されたものである。それゆゑ、法には道德・宗教・風習によつて色づけられた特徴があり、しかもそれ等の史的展開の諸相がまざり、と印せられてゐる。即ち法は、それぞれ獨立した個人が意識的になした約束の結果ではない。たゞ

獨立した個人が團體意識に目ざめたところに生じ、全體のものとしてめい／＼に加へられ、或力によつて保障された共同の基準である。

一旦國法と定められたものについては、私たちはなるべくそれを知つておきたい。國法は私たちを保障してくれるから、その直接の恩恵に浴するためには勿論、また私たちの隣人をして同様にさせるためにも、これに關心を持つべく、そして常に勇んで國法に遵ふ覺悟がありたい。法を知らないことがそれを犯したことの辯解になるものではない點からしても、私たちは心をこゝに注がなければならぬ。

また國法は國民めい／＼の自制・自律によつて、はじめて尊いものとなる。私たちは、この國法の意義に目ざめるために、まづ私たちの個人を充實させなければならぬ。法の不備を幸とし、これ

道德の中心

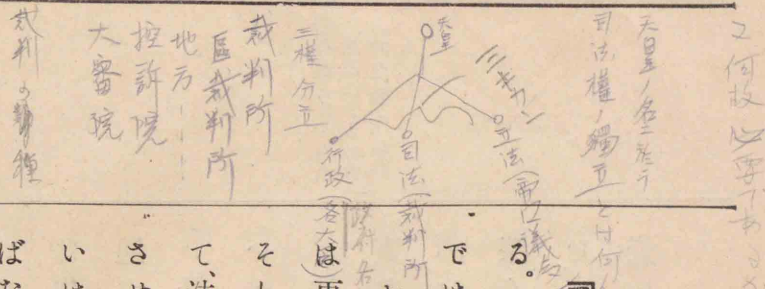
をくゞつて私利を遂げるなどは、最も憎むべき行爲である。しかもこゝに忘れてならないことは、權利義務の性質である。權利は法によつて與へられた利益保護であるが、同時にその反面には何等かの義務が伴ふ。それゆゑ、權利はその行使に當つては、おのづから途がある。濫りにこれを用ひて、それに伴つてゐる義務を忘れてはいけない。

○法と道德 私たちの日常生活は、國民の一員として、必ず國法の裡にある。併し私たちの生活は多方面に互つてゐる。これを精神生活、物質生活に分けても、これを私的生活、公的生活に分けても、とにかく法以外にも、道德、宗教、風習などが正しいとするところによつて、私たちの生活が指導されてゐることが少くはない。殊に道德は人の人たるべき根本的の規範であるから、その範圍も廣く、また私たちに及ぼす影響も大きいのである。

○行爲とは、自由意思による外部的な動作をいふ。

元來法は權力を以て強制するのを特色とするが、道德はたゞめいめいにある良心がすべてを調整するのである。併し法も結局は自律的に人格の力に待つべく、その實質に於ては道德と多く相通ずるものさへある。勿論法はそれなしには共同生活が出来ない最小限度の規定であるから、道德に比してその範圍が狭いといへるであらう。

法はその原則として行爲に對する規定であるが、その規定に忠實なためには、まづ内心の忠實さがなければならぬ。こゝに良心を主とする道德との交渉が存する。私たちは遵法の精神をば、深くかやうな良心の問題にまで掘りさげて考へなければならぬ。私たちは國法の旨とするところを明かにし、自己の道德的自覺によつて、進んで完全な法治國民たることを心掛くべきである。



第八章 裁判所

司法

立法行政と相並んで、統治權の作用たるものは司法である。これは國法を勵行して、その効果を維持するのであり、我が國では天皇の名に於て、裁判所が行ふものである。

おおよそ臣民の權利義務は憲法の保障するところであるが、それ更に司法権が獨立不羈のものであることによつて、實現される。そして司法権を行政權の埒外におき、なほ裁判官の地位を重くして、法規の解釋適用に他の干渉を避けさせ、その裁判を公平無私にさせれば、おのづから國法の權威は加はり、裁判の神聖は保たれる。いはゆる司法權の獨立は、かやうな意義に於て、最も大切でなければならぬ。

裁判所 裁判には、(一)民事裁判、(二)刑事裁判がある。前者は、私法

○通常裁判所に對して特別裁判所といふものがある。例へば、支那に於ける帝國領事、陸海軍の軍法會議などがそれである。

上の法律關係の争についての裁判であり、後者は刑罰法規に牴觸したものを處罰する裁判である。裁判を行ふところを裁判所といひ、法律に例外の定がある外、一切の事件を取扱ふものを通常裁判所といふ。

通常裁判所には次の四階級があり、裁判は三審制によつてゐる。これは事件の審理を慎重にし、國法の解釋適用に誤がないやうにさせるためである。即ち第一審の裁判に不服なものは、更に上級審に不服の申立をなし得るのであつて、これに控訴と上告とがある。その不服の申立には期間が定められてあり、期間内に手續を執らなければ、原裁判は確定する。

(一)區裁判所 最下級の裁判所である。一人の裁判官が、輕微な事件や破産事件につき、第一審として裁判する。また非訟事件(不動産登記、法人登記、商業登記、隱居の許可、家督相續人の選

定の如き、権利の證明や私法上の効果の附與をも掌る

(二) 地方裁判所 區裁判所の管轄に屬してゐない事件の第一審を掌る裁判所である。三人の裁判官で行ふ。また區裁判所が第一審として下した判決に對する不服の申立、控訴を裁判する。

(三) 控訴院 地方裁判所が第一審として下した判決に對する控訴を裁判する。三人の裁判官で行ふ。

(四) 大審院 地方裁判所が第二審として下した判決及び控訴院の判決に對する不服の申立(上告)を裁判し、また皇室及び内亂に關する犯罪事件を裁判する。五人の裁判官で行ふ。

通常裁判所の裁判官を判事といふ。判事は法定の資格によつて任ぜられ、刑罰または懲戒處分による外、その職を免ぜられない憲法上の保障がある。また法律はこれを終身官として、その意に



大 審 院

反し、轉官轉所停職免職減俸されな
いものと定め、その地位を安全にし
て、裁判事務の公正を圖つてゐる。
各裁判所には、それら、附屬機關
として書記、執達吏がある。書記は
記録會計の事務を取扱ひ、執達吏は
文書の送達、民事裁判の執行を掌る。
辯護士及び公證人は地方裁判所に
所屬する。前者は官命により、また
は人民の委任を受けて訴訟事務を
行ひ、後者は囑託により公正證書を
作成し、または私署證書に認證
を與へる。

また裁判所には檢事局を附置し、數人の檢事をおく。檢事は國

家の利益を代表して、刑事事件につき、犯罪の捜査、公訴の提起、法律の適用請求判決の執行の監督などをなし、また民事事件に於てもその意見を述べ、公益の代表者として、その職權に屬する監督事務を行ふ。但し行政官吏で、司法大臣その他の上級官廳の監督を受け、憲法上の地位の保障はない。

訴訟調停 裁判の手續を訴訟といふ。訴訟の當事者は、訴へる原告と訴へられる被告とである。訴訟には民事訴訟と刑事訴訟とがある。

(一)民事訴訟・民事裁判の手續をいふ。即ちまづ裁判所は原告被告にそれ〴〵主張するところをいはしめ(口頭辯論)それを證明するために提出した證據について調査し(證據調)そして第三者の見地に立つて、裁判する(判決)のである。この手續は、原則として公開されなければならない。

○豫審は地方裁判所を第一審とする事件について存する。

裁判により、相手方に義務のあることが確立しても、その履行をなさないときは、國家の權力を借り、これを實現することが出来る。これを強制執行といふ。

(二)刑事訴訟 刑事裁判の手續をいふ。検事が原告官として、犯罪者を被告人として提起するのが、これである。この訴訟の提起を公訴といひ、被害者の告訴、第三者の告發、または現行犯などによつて、犯人及び證據につき、捜査、蒐集を終つた後にする。そしてこれには、直ちに公判を請求するのと、豫審を請求するのとがある。豫審は豫審判事が被告の訊問、證據調などにより、その事件を公判に附すべきか、どうかを決定するためのものである。

公判は原則として公開される。被告人の訊問、證據調をした上、検事が法律の適用について所見を述べ、被告または辯護

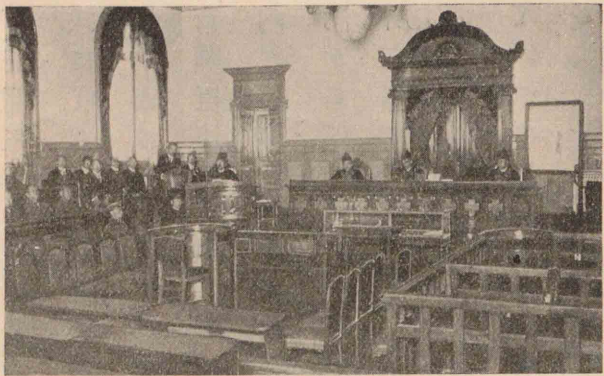
○訴訟手續の複雑なために、多く辯護士を煩はし、費用の負擔に堪へないことが往々にしてある。調停はこの缺陷を補ふ一法である。

士がこれに對して意見を述べてから、判事が判決を下す。

刑事裁判が確定し、體刑に處せられたものは、検事の指揮の下に刑務所に收容されるのが常である。併し裁判所は犯人を反省改悛させる目的により、二年以下の懲役禁錮に對しては、情狀により一年以上五年以内、その執行の猶豫を言渡すことがある。これを執行猶豫といふ。なほ刑罰には主刑として死刑懲役禁錮罰金拘留科料があり、附加刑として沒收がある。

近來民事事件を解決するために、調停の制度がある。これは當事者雙方の間に第三者が調停者として斡旋し、互譲妥協によつて迅速簡便にその目的を達せしめるのである。現に行はれてゐるものには、借地借家に關する爭議のために借地借家調停法、小作爭議のために小作調停法、商事に關する爭議のために商事調停法などがある。

これ等の爭議の起つた時、當事者が裁判所に調停の申立をして、



裁判所がそれを受理すれば、裁判所がみづから調停をするか、または調停委員会をしてこれを行はせる。調停委員会は調停主任一人(判事)、調停委員二人以上から成る。調停が成立すれば、裁判所は認可決定を與へるのである。

陪審 一般國民を裁判事務に参加させる制度を陪審といふ。これは裁判の専門家である裁判官の所見以外に、常識による判断をも交へ、それによつて判決を一層妥當なものにし、裁判の適正を期する趣旨から出たものである。わが國に於て、陪審は地方裁判所を第一審とする刑事事件に限られ、死刑または無期の懲役禁錮にあたる事件には法律上當然

○市町村長は毎年陪審員資格者名簿を調製し、抽籤によつて定数の陪審員候補者を選定する。裁判所は事件毎に三十六人を選定し、更にそのうち十二人で陪審を構成させる。

に、長期三年以上の有期の懲役・禁錮にあたる事件には、被告人の請求によりこれを陪審に付する。

陪審は十二人の陪審員から成る。陪審員は年齢三十歳以上の帝國臣民たる男子で、九月一日現在で引續き二年以上同一市町村内に居住し、直接國稅三圓以上を納め、読み書きの出来るものうちから選定される。陪審員は裁判の際、事實の判斷を評議し、裁判所の問に付し、單に然りまたは然らずといふ語によつて答申するのである。裁判官がその答申を相當と認めるときは、それに本づいて判決を下すのである。

第九章 國防

國防 國家をしてその獨立を全うし、兼ねて國際正義、世界平和の保障たらしめる目的を以て、軍備を充實して、外敵内亂の患な

らしめることを國防といふ。それゆゑ、國防は他國を領土的に侵略するためでもなく、また武斷壓制によつてその國民を畏服させるためでもない。

かの世界大戰は、戰爭の慘禍をあらゆる國家國民にしみて知らしめた。その結果、世界平和を希ふ思想や運動が、戦後に勃然として起つたが、併し産業その他の競争による國家對立の勢は、遽に止まるべきではなく、隨つて國際間に利害の衝突があり、紛争の生ずる虞が少くない。その間に處して、國威を宣揚し、國體を擁護することは、獨り我が國自身のために必要なばかりではなく、やがて列國に信賴され、延いては世界人類にとつて大切な存在ともなるわけであるが、それには國防によるものが極めて多い。

兵役 我が國が兵役を國民の義務とし、國民皆兵の主義に立つてゐるのは、帝國憲法及び兵役法によつても明かなことである。

○満十七歳以上の男子は、志願によつて現役に服することが出来る。

○豫備役・後備兵役及び補充兵役のものゝ在郷軍人といふ。これは有事の日に、直ちに軍の主要部に参加すべきものである。

そしてこれに服するものは、帝國臣民たる男子で、満十七歳から満四十歳までのものである。

兵役には、常備兵役・後備兵役・補充兵役・國民兵役がある。男子は満二十歳に達すれば徴兵検査を受けて、その結果により如何なる兵役に服するかが決せられる。

(一) 常備兵役 現役：入營在營して軍事上の勤務に服するのである。(陸軍は二年、海軍は三年) 豫備役：現役を終へたものがこれに服する。(陸軍は五年四箇月、海軍は四年)

(二) 後備兵役 ……常備兵役を終へたものがこれに服する。(陸軍は十年、海軍は五年)

(三) 補充兵役 第一補充兵役 ……その年に必要な現役兵員を採つたあとのもから選ばれたものが、これに服する。(陸軍は十二年四箇月、海軍は一年)

第二補充兵役 ……現役または第一補充兵役に服しないもので、しかも現役に適するもの及び海軍の第一補充兵役を終つたものが、これに服する。
(陸軍は十二年四箇月、海軍は第一補充兵役を終つたものに限り十二年四箇月)

(四) 國民兵役 第一國民兵役 ……後備兵役を終つたもの、及び軍隊で教育を受けた補充兵で、補充兵役を終つたものがこれに服する。
第二國民兵役 ……以上の兵役のいづれにも服しないものがこれに服する。

なほ現役の在營期間は、兵種などによりそれ／＼長短があるが、すべてこれ等を通じて、中等學校以上の學校卒業者で在校中軍事教練の査閲に合格したもの、青年訓練所を終へたものは、その在營期間を短縮される。

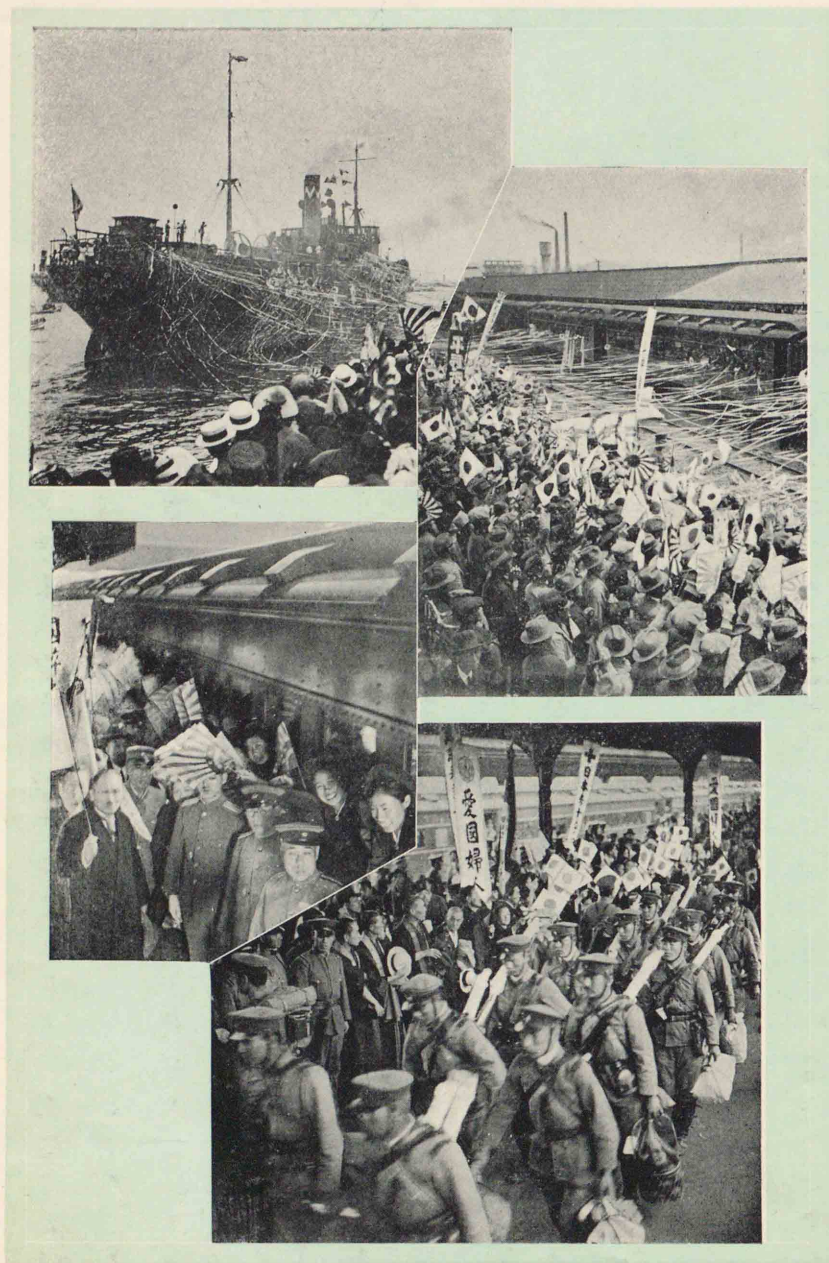
我が國の軍備 陸軍は内地を十四師管區に分ち、各師管區に一箇の師團をおき、師團司令部が設けられてゐる。別に近衛師團があり、また朝鮮には二箇師團があり、臺灣、關東州などには、それ／＼若干の部隊が駐屯してゐる。

海軍は、我が國の海岸及び海面を三海軍區に分ち、各海軍區に軍港を設け、そして海軍鎮守府をおき、また別に要港を設けて、要港部をおく。これ等には、所屬の艦艇部隊などがある。なほこの外に、常備艦隊、練習艦隊などがある。

我が國の陸海軍は、大元帥にまします天皇の統帥し給ふところ

○師團司令部所在地は次のやうである。

- 東京(近衛)
 - 東京(第一)
 - 仙臺(第二)
 - 名古屋(第三)
 - 大阪(第四)
 - 廣島(第五)
 - 熊本(第六)
 - 旭川(第七)
 - 弘前(第八)
 - 金澤(第九)
 - 姫路(第十)
 - 善通寺(第十一)
 - 久留米(第十二)
 - 宇都宮(第十三)
 - 京都(第十四)
 - 龍山(第十五)
 - 龍山(第二十)
- 海軍鎮守府は横須賀・吳・佐世保に、要港部は舞鶴・馬公・大湊・鎮海にある。



へ地戦(中) りぶ誠熱の民國る途見を士將征出(上左・上右)
 體國人婦るす迎歡を士將旋凱(下) 隊婦護看社字十赤ふ向

○陸軍大臣及び海軍大臣は軍務行政を掌る。

であり、その編制や常備兵額を決定することもまた天皇の大權事項に屬するのは、帝國憲法の明文によつて動かないところである。但し編制などは、國務として國務大臣がこれを輔弼するが、統帥のことは一般國務とは異なり、國務大臣輔弼の範圍外に屬する。即ち國防用兵のことは、參謀本部、海軍軍令部が天皇に直隸してこれを掌つてゐる。なほ軍事參議院は重要軍務に關する天皇の諮問機關であり、元帥府は天皇の軍事上の最高顧問である。

國防と國民 我が國は世界の舊邦で、久しく東方の樂園といはれて來た。もとより國民は尙武の氣象に富み、女子でも非常時に際して或は戰傷者の看護、出征軍人遺族の慰問などに盡し、獻身犠牲の奉公をした例は少くない。とにかく國防の基準は主として自衛・利他におかれ、東洋の平和を維持するにあるとされてゐる。私たちは女子であるから、直接軍務に服さないのであるが、それで

○日本赤十字社の
事業は國際協同
の立場にあつ
て、しかも間接
に國防にも盡す
ところがあるも
のといはなけれ
ばならない。

も國防の充實は國家の大業であり、且國民各自の自覺に待つこと
の多いのを心得ておきたい。かの愛國婦人會などは、女子をもこ
の大業に参加させる趣旨から出た團體である。

現代の戦争は武力の戦争たる上に、また一面に於ては科學と經
濟との戦争である。それゆゑ、一旦有事の際には、軍隊だけを以て
しては、最後の目的を達することが出来ない。たゞ國民が男女の
別なく、舉國一致の精神に燃え、そして國防のことを極力支持し、國
家・總・動・員・の實が擧がり、公私各機關がその全能力を盡して、はじめ
て全局の勝利が期待される。これがためには、女子は女子として
その本領を發揮するやう、平素無事の日に於ても、非常時に處する
覺悟を持つてゐなければならぬ。

國交 私たちは我が國家の恩澤を知ると同時に、我が國と友好の關係にある他の列國との關係を思はなければならぬ。

いふまでもなく、我が國は世界に孤立獨存してゐるのではなく、列國と有無相通じ、平日にあつては信賴尊敬の念を以て相交り、協力して國際團體をなしてゐる。これが國際間の現状である。この旨を辨へ、私たちは國交を圓滿にし、世界に於ける我が國の地位を更に有力ならしめるやう、一段の努力を試みたい。

およそ國際團體の法則を國際法といふ。これには慣習法たる國際慣例も含まれてゐるが、すべて皆國家相互の間の權利義務を明かにするものである。

國際法には、(一)平時國際法と、(二)戰時國際法とある。前者は國家間の權利義務につき、平時の状態にある場合のことを定めたものであり、後者は非常交戰状態及び中立状態の場合のことを定めた

ものである。

條約 國家間の約束を條約といふ。これは特殊の關係にある國家間に締結されるものであり、その内容も政治・經濟・學藝など多方面に及んでゐる。條約の締結は天皇の大權に屬し、まづ全權委員を任命し、協議を遂げて調印させ、ついで天皇の批准を仰ぎ、そしてそれが成立するのである。

條約を締結した國を締盟國(條約國)といひ、外交官・領事官をその國に駐在させる。外交官は國交上の儀禮を全うし、國際間の親善關係を維持し、自國及び自國民の權利義務を確保するのがその任務で、これに特命全權大使・特命全權公使・辨理公使・代理公使などがある。大使と公使とは資格に上下はあるが、その權限は同じい。領事官は本國の通商貿易上の事務を掌り、在留國民の保護・取締に任ずる。これに總領事・領事・副領事などがある。

○批准とは、天皇が條約案を嘉納採用し給ふ形式をいふ。

○國際聯盟に加盟してゐる國では、批准後、國際聯盟事務局に登録して、はじめて條約が效力を生ずる。

○現に我が國と大使を交換してゐるのは、英・米・獨・佛・露・伊・土・白・ブラジルの九箇國である。

○領事裁判權とは、自國人を在留國の裁判によらせないで、領事(または外交官など)が自國の裁判によつてすることないふ。

外交官は駐劄國に到れば、天皇の信任状をその國の元首に捧呈する。但し代理公使だけは、外務大臣の信認状をその國の外務大臣に呈出する。これ等はいづれも隨員家族と共に、その國の法權の外にある權治外法權(また身體及び榮譽を侵されない權(不可侵權)を有する。

また領事官の任命に際しては委任状を授けられるが、駐在國はこれに對して認可状を與へる。もとより外交官のやうに自國を代表するものではなく、隨つてそれが有するやうな特權を持たないが、條約によつて、領事裁判權が認められてゐるところもある。

國際協同 近代に於ける文化の進歩は、人類相互の理解と同情とを深からしめ、以て國交の親善に資し、國際間に信義を重んずる傾向を促進した。そして世界は一大社會たるべき理想の下に、國際協同のことが極めて顯著になつて來た。今や國家は、狭く我が領土内に立籠つてゐるのでは、國民を安んじ國力を増進させるわけにゆかなくなり、必ずや廣く國際團體の一要素として、事ごとに

列國と相提携し相協調することを急務とするやうになつたのである。

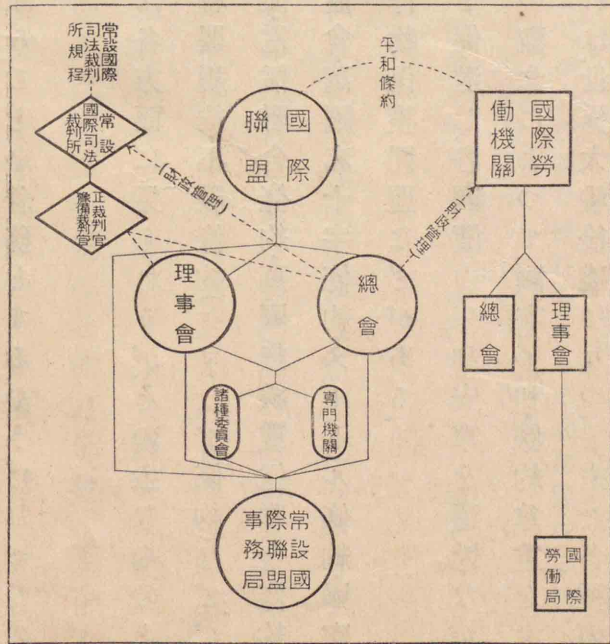
現に國際協同の實績は各方面に見られるが、その主なものとしては、政治方面には國際聯盟規約、不戰條約(ケロッグ條約)などがあり、文化方面には、萬國郵便・電信聯合條約、萬國無線電信聯合條約、國際衛生委員會、萬國農事協會、萬國赤十字條約、メートル條約、國際航空條約、文學的・美術的著作物保護同盟などがある。

國際聯盟は國際協同を促進し、各國間の平和安寧を遺憾なくからしめるために、國際正義の觀念によつて、國際平和條約尊重を主眼とするものである。これは、世界大戰後盛になつて來た各種の平和運動のうち、特に大きなものとして、米國大統領ウィルソンの提唱に本づき、日・英・佛・伊各國の斡旋によつて組織された。即ちヴェルサイユ平和條約の第一章にある國際聯盟規約に基礎を有し、そ

○ケロッグは不戰條約を主唱した米國國務長官である。
○日本赤十字社は赤十字條約によつて組織され、主として從軍の傷病者を敵味方の別なく救護する。
○國際オリンピック競技會は身體の訓練を主とするが、またおのづから國際協同の旨にかなふところがある。

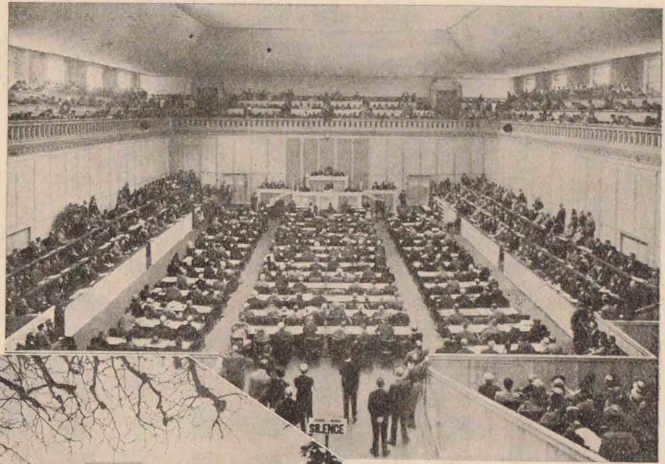
○日・佛・英・伊・獨
の五箇國は常任
理事國である。

の加盟國は現に五十六に上つてゐる。國際聯盟本部はスウイスのジュネーヴにあり、その機關として、聯盟總會、聯盟理事會、聯盟事務局がある。聯盟總會は加盟國全部の代表から成り、毎年九月ジュネーヴまたは特定の地に開かれ、聯盟理事會は主要な十四箇國から成り、毎年四回ジュネーヴに開かれ、軍備縮小案を準備し、委任統治の實施を監視し、各國内にある特別の少数民族を保護監督する。そして

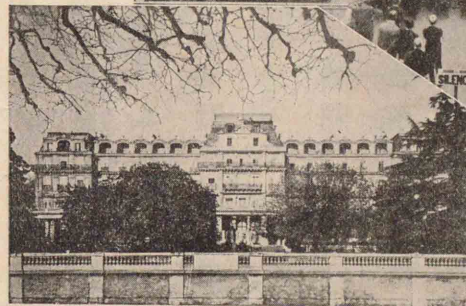


國際聯盟の組織

てこれ等の事務に當るものは、聯盟事務局である。またこの外に自治的機關がある。即ち常設國際司法裁判所はオランダのハーグに設けられ、國際的司法機關として法律上の紛争解決を掌り、國際労働機關(國際労働總會、労働理事會、國際労働事務局)は労働の國際的保護を掌つてゐる。國際聯盟はこれ等の機關により、國際平和の達成に努め、且あらゆる國際紛議を平和的に解決し、なほ各種の文化的事業を行ふのである。そして若し戦争などの危機に會した際には、ハーグ平和條約によつて設けられた國際仲裁裁判所の仲裁裁判か、または常設國際司法裁判所の裁判または審査に附する定であり、また規約を無視して戦争に訴へた國に對しては、直ちに經濟封鎖を斷行する。なほ文化的事業として國際聯盟の行ふところは、條約の整理、管理、登録、委任統治の監督、少数民族の保護、婦女兒童の待遇改善、悪



(上) 國際聯盟總會(一九三〇年九月)
(下) 國際聯盟事務局



疫の防止などである。

このやうに大規模に、またこのやうに組織整然としてゐる國際協同の機關は、他に未だ曾て見ないところである。加盟各國はこの大業を翼賛し、恒

久平和の時代を一日も速に招來するために、それぞれ國際聯盟協會を設けてゐる。私たち女子は常にめい／＼その關心を新にし、國際協同に向つて出来る限りの援助をしなければならぬ。

國交と國民 およそ國家は國民生活の安定を得て、はじめてその對外的威信と勢力とを維持することが出来る。國交はもとより國家としての交際であるが、その根柢を國民におかなければ、決して久しきを保つことが出来ない。正しい輿論に支持されて、國民全體を背景とするに於て、外交當局の片言隻句も眞の威力を發揮するのである。

こゝに國民外交の語が成立つ。若し國民各自がそれ／＼外交官たるの意氣とそれに應じた國際知識とを具へるやうに努め、そして寛大な心と禮讓の念とを失はず、よく外人に交り、國交を助けてゆくならば、我が國の國際的地位を高める上に、必ず偉大な効果があるであらう。

私たちは女子として、まづこの點に目ざめなければならぬ。たゞ一個人たるに過ぎないが、併しその關するところは大きく國

交に影響することを辨へ、殊に外人に對しては、侮らずまた侮られないやうにしたい。そして國際正義の精神を基調とし、各國國民の相互の理解に向つて、一層の努力をなすべきである。

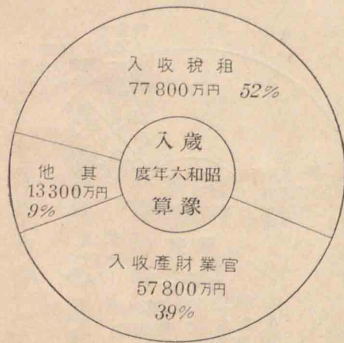
第十一章 財政

歳入と歳出 國家または地方自治團體の營む經濟を財政といふ。財政は公共のためにその存立を確保する點に重きをおき、支出をまづ定めて、収入はこれに隨はしめるものとされてゐる。個人に於ける經濟では、収入によつて支出を制するのであるが、財政は公共團體經濟であり、大體これと反對にするのである。

勿論財政と經濟とは決して無關係なものではなく、個人々々の經濟を全體として見、更にまた國家を單位として見て、こゝに國民經濟がある。即ち財政はこの國民經濟の實情に應じて運營され

るものであり、隨つて國民經濟と財政との間には、密接な交渉があるから、國民經濟を無視しては、健全な財政は決して望まれないのである。

財政には、國家財政と地方財政との區別がある。いづれも款項に分けて一會計年度内の豫算を編成し、それ／＼議會、府縣、會市町村會などの議を経、またその執行が終つた時には、決算を作成して、右の機關の審査を受ける。そして會計年度は毎年四月一日に始



歳入費目別

まり、翌年三月三十一日に終るが、かやうに一箇年を基準とするから、収入・支出はこれを歳入・歳出といふ。これ等には、それぞれ經常部・臨時部がある。前者は年線返して現れる收支であり、後者は然らざる一時的のものである。

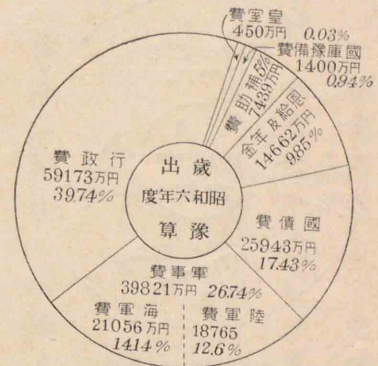
出は年々膨脹するやうな趨勢にある。これは人口の増加などによる點もあるが、併し國民生活をしてより多く文化的ならしめ、その福利を増進させようとすることに、その大きな原因がある。かやうなのは、各國に通じて採られてゐる財政の方針である。

租税 國家地方自治團體が無償で個人や私人團體から徴収する一般の收納物を租税といふ。これは特別の報償に伴ふ手数料などとは性質が異なり、單に一方的なものである。租税収入は國家にとつては、毎年繰返して生ずる經常收入であるから、歳入の中樞をなし、課税の適否は直ちに國民經濟の消長に關するから、その事に當るものは大いに考慮をめぐらさなければならぬ。

租税の賦課徴収に關しては、次の三原則に本づいてすべきである。

(一) **國民經濟上の原則** これは、國民の所得の一部を徴收し、濫りにその基本たる資産を害してはならぬことを指す。

○國庫とは、國家を財政の主體としていふ名である。

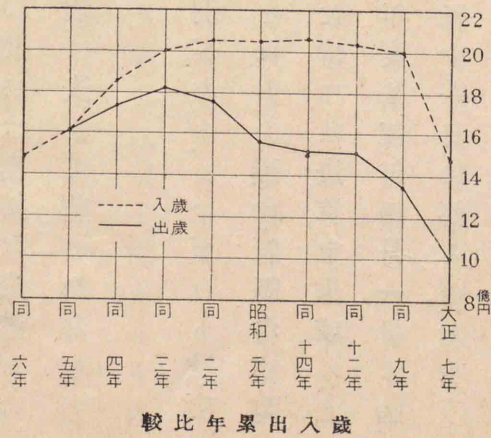


別目費出歳

およそ國家の財政は國民經濟を無視して全うされないことは、既に述べたとほりであるが、また地方の財政をも度外におくことは出來ない。例へば義務教育は本來國家の事業であり、随つてその經費はすべて國庫の負擔であるのを至當とするが、現にこれを

地方自治團體の手に委ね、國庫は單に教員俸給の負擔を分つただけであるなどは、さうすることが實際の方法として現在に於て適切であるによる。かういふやうにして、國家と地方自治團體とは、財政上にも互に相依り相助けてゐることが多い。

なほ我が國についていへば、歳入歳



(二) 社會上の原則　これは、國民一般に及ぼし、それ／＼私人の經濟に應じて公平に課すべきことを指す。

(三) 財政上の原則　これは、收入が安全確實で弾力性があり、税源の豊かなものたるべきことを指す。

いふまでもなく、納税は兵役と共に國民の二大義務といはれ、國力の充實を圖り、自治の本領を發揚させるために、絶対に必要なものである。隨つて納税成績は國民の自覺の強弱を示すものである。私たちは常に租税收入が如何にして國家または地方自治團體によつて費されるかに注意し、財政に對するめい／＼の心意氣を示すと同時に、納税者の一人としては、その納期手續などを誤らないばかりではなく、收税に當る人々に無用の手数をかけないやうにしなければならぬ。すべて租税に關する申告届出などは正直にし、脱税者、滞納者などといふ汚名を蒙らないやうにしたい。

租税には國税、地方税があり、これ等にはそれ／＼直接税、間接税の別がある。國税は國家の經費に用ひられるための租税、地方税は地方自治團體の經費に用ひられるための租税である。そしてまた直接税とは擔税者が同時に納税者たることを豫期されてゐる租税をいひ、間接税とは擔税者と納税者とが別人であることを豫期されてゐる租税をいふ。即ち間接税に於ては、一旦納付された租税が、更に別の實際それを負擔すべきものに轉嫁されるわけである。

直接税には次のやうなものがある。

(一) 所得税　一定額以上の所得に對し、比率によつて課する。これは第一種(法人の配當金に對するもの)、第二種(有價證券、預金、信託金の利子などに對するもの)、第三種(第一種、第二種に屬する所得以外の所得に對するもの)に分れてゐる。

○擔税者とは實際に租税を負擔するものないふ。

○國債の利子は所得税を免除される。

○第三種所得税は、戸主及び同居家族の所得を綜合した金額が、千二百圓未満の時は免稅される。

○地租はもと地價によつて課せられたが、昭和六年から賃貸價格によつてされることになつた。
 ○資本利子税の(一)は第二種所得税と、(二)は第三種所得税と重複して、いづれも利子を渡す場合に取立てられる。
 ○所得税は國税の中樞をなす租税である。

(二)地租 田畑宅地・山林などから生ずる収益につき、その賃貸價格に比例して課する。

(三)營業收益税 商工業による營業の収益に比例して課する。

(四)資本利子税 個人の所得のうち、(一)有價證券預金などの利子、及び(二)營業でない貸金預金の利子に課する。

(五)鑛業税 政府の免許を受けた鑛業権者の鑛業に課する。

(六)相續税 家督遺産の相續に對して課する。

また間接税には次のやうなものがある。

(一)酒造税・酒精含有飲料税 酒精分を含有する飲料に課する。これは所得税によつて収入が多い。

(二)清涼飲料税 サイダー・ラムネなどの清涼飲料に課する。

(三)砂糖消費税 國內で消費される砂糖・糖蜜などに課する。

(四)織物消費税 綿織物以外の織物に課する。

(五)印紙税 財産權の得喪・移轉を證明する證書・帳簿などに印紙を貼用する

○租税はその實質からして、收利税(所得税など)、消費税(酒税など)、流通税(印紙税など)に區別することも出来る。

○戸數割は實力を標準として課せられる。市町村にとつて重要な税収入である。

ことによつて課する。

(六)關稅 輸入品に課する。これは所得税・酒税によつて収入が多い。

地方税は附加税と獨立税とに分れる。前者は國税または府縣税に附加して徵收するものであり、後者は地方自治團體が獨立して徵收するものである。

(一)道府縣税

イ、國税附加税。

ロ、獨立税(家屋税・營業税など)

(二)市町村税

イ、國税附加税。

ロ、道府縣税附加税(家屋税・營業税など)

ハ、獨立税(戸數割など)

近年地方自治團體の經費が次第に膨脹して、地方税の負擔も増大して來た。併しこれも國税と同じく、私たちの生活向上に直接

な關係を有するものである理を考へ、納税の上にも愛郷愛國の精神を示さなければならぬ。

官業 收益或は公益を目的とし、またはこの二者を目的として、國家の營む事業を官業といふ。現に我が國に行はれてゐるのは、專賣・山林・交通・工業・銀行・保險などに關するものである。

(一) 專賣 鹽・煙草・樟腦の賣買である。別に臺灣では阿片を、朝鮮では人蔘を專賣にしてゐる。これは主として收益を得るためであり、一種の消費税賦課ともいふべきものである。

(二) 山林 經營が長期に亘り、且公益に關することが大きい。そして收益もそれに伴つてゐる。

(三) 交通 鐵道・郵便・電信電話などであるが、いづれも公益に關する事業で、また收益も多い。

(四) 工業 海軍工廠や陸軍造兵廠などの如く、國防上の必要によ

○官業及び官有財産の收入を私經濟的收入といふ。

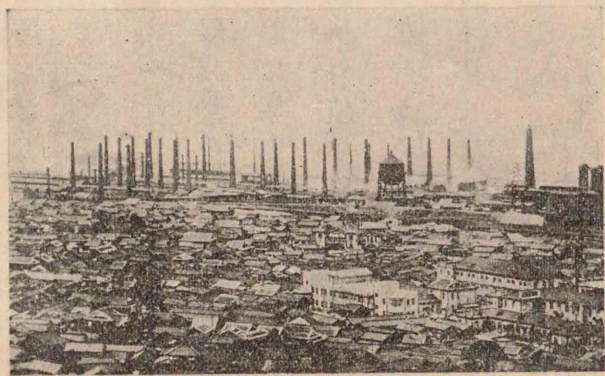
るもの、製鐵所などの如く、民業の幼稚なものを補ふためのもの、造幣局などの如く、當然國家がなすべきものなどである。

(五) 銀行 郵便貯金・郵便振替貯金などである。これは公益のためにしてゐる。

(六) 保險 簡易生命保險などである。これも公益のためにしてゐる。

官業と相並んで、各種の官有財産收入

も、國庫にとつて重要なものである。總じてこれ等のうちでは、郵便・電信の収入が最も多く、專賣益金がこれについてゐる。鐵道は収入も少くないが、その建設・改良に費すところも頗る多い。



(市幡八) 所鐵製

○國債は、政府關係の各種の擔保として現金と同しく取扱はれる。

道府縣市町村などにあつても、財産収入や營造物収入があるのを普通とする。これ等地方自治團體の財政は、原則として租税によるべきでないのにも拘らず、多くそれを主としてゐるから、地方の實情はまだ安心の出來ない状態にあるといはなければならぬ。近年、地方自治團體が山林造成などによつて、その財産設定に努めてゐるのは、まことに喜ばしい傾向である。

公債 國家や地方自治團體が、臨時に一般公衆から負ふ債務を公債といひ、これに國債、地方債の別があり、また募集されるところが國內であるか外國であるかによつて、内債、外債の別が生ずる。なほ大藏省證券政府一時借入金は、歳計の都合から一時的に借入れ、または償還する短期公債ともいふべきものであるが、普通にいふ公債以外のものである。

元來財政は收支の平均がとれて、一會計年度内に清算されるの

○一時少額の不足は豫備金により、臨時多額の不足は公債によるが、なほ不足が長期に亙る場合には増税その他によるのが普通である。

を原則とするが、實際に於ては或は剩餘が生じ、或は不足が生ずる。殊に不足が臨時巨額であり、その原因が戦争、天災などや有益な事業を起すことである場合には、公債によつて間に合せるのである。併し公債は必ず償還しなければならず、また利子の支拂を必要とするものであるから、形の上からは収入であるが、實は負債といふべきである。

公債の募集には、まづその時の金融状態と信用とによつて、利率や發行價格などを定め、日本銀行または引受銀行團などに引受けさせ、そしてそれを一般に賣出すのである。公債證書は通例無記名式であり、安全な投資目的物とされる。またその償還には、抽籤によつてするのと、買上によつてするのがある。なほ減債基金の制度を定め、一定金額を繰入れて、その一部の償還に充てることもある。

我が國の各種公債は、昭和五年度末現在が約五十九億五千六百

萬圓で、國民一人につき約九十二圓に當り、實に容易ならぬ現情にある。そしてこれは借換するなり償還するなりして、漸次に公債の整理をなさなければならぬ。こゝにもまた、私たち國民の大きな任務があるといふべきである。

第十二章 我が國の産業

我が國の産業 我が國の産業は農工商をはじめ、林業・水産業・鑛山業・畜産業などに及ぶまで、比年長足の發展を遂げ、列國に對してそれ〴〵独自の地歩を占めてゐる。これを明治初年に比較すれば、その進歩の驚くべきものがある。そしてその由來するところは、國民が勤勉であり、採長補短の大則に従ひ、機に應じて宜しきを制したためである。私たちは徒に小成に安んずることなく、今後ますますこの方面に奮勵しなければならぬ。

農業は遠く上代に於て、既に民生の大本とされ、立國の要綱がこれにかけられてゐた。然るに、その後人口が増加し、農村の生活が向上したのに伴ひ、毎戸當りの耕作段別は狭小になり、技術方面の進歩が近年著しいものがあるにも拘らず、經濟上に幾多の困難を來し、生活の不安からして、自作農が漸く減少して來た。それに加へて、思想的に動搖を生じ、遂に農村にも地主・小作人對立の勢を惹起するやうになつた。それゆゑ、國家が對策に腐心し、一方には開墾助成に努めると同時に、他方には自作農の維持・創定に盡して、この窮狀を打開しようとしてゐる。

我が國農業の大宗は、米作と養蠶とである。そして米價の騰落は農村に影響することが甚大なので、米穀法を實施し、農業倉庫を經營するなどして、國家は米價調節に力を注いでゐる。また養蠶については、繭の價格も農村にとつて極めて重大な問題であるが、

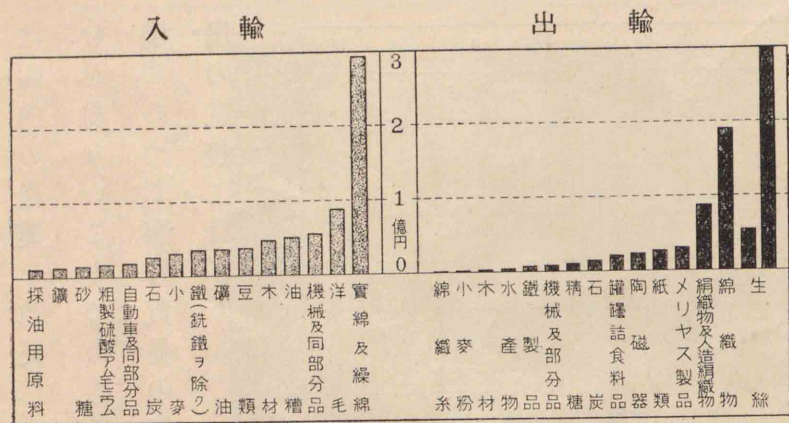
これは生絲の價格と直接に相關の立場にあり、また國家の注意を懈らないところである。

元來我が國の農業は、その集約的經營に於て特色を有する。しかも追々産業組合などを利用し、共同機關を通してめい／＼の收入を増すやうなことが多くなつた。この勢に乘じ、農家はその研究努力を更に近隣に及ぼし、同業相結んで生産を統制し、生活を合理的にしてゆくならば、農業がそれ自身のために、及び他の産業のために、食糧工業原料などを供給すべき國家的任務を果すのに十分になるであらう。

次に工業を見れば、これまた大體に於て異常な飛躍をなしたが、併しこれを仔細に調べると、まだ必ずしも樂觀を許さないものがある。随つて關稅政策によつて工業の助長を圖り、なほ必要に應じては、免稅獎勵金交付その他の方法を講じてゐる。但し我が國

は概して資本が乏しく、金利が高いので、そのために産業が抑制されてゐる點も少くはない。また最近には各種の労働問題が発生し、これも工場工業に影響するところが多い。私たち國民はめいめいに考へ、私たちの關係する限りに於て、組織を整正し、能率を増進して、これ等の障礙を突破する覺悟がなければならぬ。

更に林業を見ると、林野面積が國土に比して比較的廣大であり、また古來國民の注意もかなりこの方面に向けられてゐたので、林産物も相當多く、國民生活に資することも大きかつたが、併し山林造成林産物の處理などについて、まだ研究改善すべき餘地がある。また畜産業にあつては、産馬のことを除いて、その他は多く新しい經營に屬し、中には養禽のやうに進歩の著しいものもあるが、當業者が更に努力すべきものがある。水産業も我が國は有望な漁場に近く、地の利を占めることが多いにも拘らず、施設のそれに副は



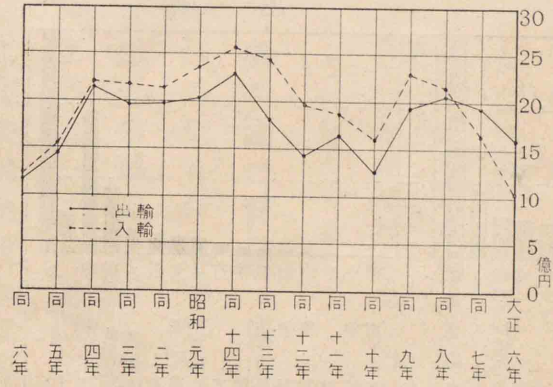
(年六和昭) 品 易 貿 要 主

品が主であり、なほ工業関係のものな
 ざがある。その相手國としては、アメ
 リカが第一に位し、中華民國、インドな
 ざはこれに次いで重きをなしてゐる。
 一たい貿易にとつては、なるべく輸
 出を盛にし輸入を少くすることが眼
 目でなければならぬ。然るに、従來
 我が國は輸入超過を見るものが多く、
 そのために國際貸借の關係は甚だし
 く變調を來してゐる。即ちこゝに金
 輸出禁止となつたのであるが、それが
 おのづから邦貨の對外價值を低下せ
 しめる結果を招いた。かういふ現象

ないところがある。更に鑛・山業に至つては、鐵や石油が豊富でな
 いので、銅・石炭などのやゝ見るべきものがあるのに止まつてゐる。
 これ等を通觀するに、一般に原始産業に於て思はしい程の發達を遂げてゐ
 るものがないから、食糧・工業原料の自給自足がむづかしく、勢ひこれを外國に
 仰がなければならず、また製造加工による商品の販路は、これを國內に求める
 だけではいけない。こゝに海外貿易の重要さが認められる。内國商業も、地
 方的に分業となる傾向があるので、それ等相互の間に敏活な取引が行はれる
 やうになつてゐる。

我が國の貿易 徳川時代の末期安政年間に海外通商の途が開
 かれてから、今や殆ど八十年、我が國の貿易は異常の躍進を見、今や
 世界の市場にあつて頗る有力な地歩を有するやうになつた。
 我が國からの輸出品は、纖維工業に屬するものを主とし、その他
 に工業製品・食糧品などがある。そして輸入品は、工業原料品・食糧

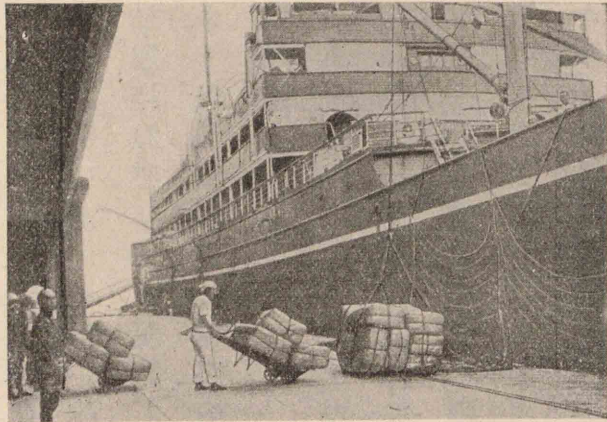
○國産品愛用に
は、その前提と
して品質の向上
と生産費の引下
による國産奨励
を行ふべきであ
る。これが他面
に於て保護貿易
主義と相伴ふと
ころに、眞の産
業の振興が期待
される。



貿易年比較

は、國內の産業を助長し、資本を潤澤にする上からは、或程度まで已むを得ないことであらう。とにかく私たち國民は自由公平な立場にあつて、海外貿易の振興は、まづ國內の産業を盛にし、國産品愛用の意義に目ざめることから出發すべきを考へ、勤勉努力、以て我が國をして世界の進運におくれさせないやうにしなければならぬ。

およそ海外貿易について、國家として採るべき政策には、自由貿易主義と保護貿易主義とがある。輸出輸入を自然のまゝに放任しておいて、少しも人為的の制限を加へないのが前者であるが、これは今はいづれの國にも殆ど見られなくなつた。また輸入に制限を加へ、關稅を重くするなどの方法によつて、國內の産業を保護奨励する主義が後者である。



横濱港生絲積込

かである。

まづこれを耕地に見るに、現在は僅に全國の約一割六分に達してゐるだけである。これは我が國の地勢が多く山嶽であるのに

が、これは普く各國に採用されてゐる。

資源の開発

我が國は東海の一隅に國を成し、東は太平洋に臨み、西は支那・インドに近く、南に濠洲を控へ、世界の交通産業上極めて有利な位置にある。たゞ國土は廣からず、人口の密度が高く、資本に乏しく、また天然の資源に恵まれてゐるとはいへない。併し産業の各方面に於て、まだ開發の餘地の多いことは確

もよるが、それにしても開墾すべき土地のまだ所々にあることを想はせる。また林野は全國の約五割八分に上つてゐるが、その利用開發がまだ十分でない。更に水産業を見るに、四面到るところに漁場があり、殊に北洋の富源も遠くない割合に、漁獲・收益のさして多くない憾がある。政府はこれ等に對し、開墾・耕地整理・官行造林・遠洋漁業などを奨励しつつある。私たちはこれに歩調を合せ、よく自己を顧みて、相應の力を國家産業の上に致さなければならぬ。

また國內に若しくは海外に原料を求めてゐる工業方面に於ても、當業者の奮起によつて、生産を増し、品質を良好ならしめることが出来る。例へば、科學の力を借り、偉大な工業的發明を完成して、斯界に新生面を開かせるなどは、同じく資源の開發となるのである。なほ工業などの根本を培養する電氣は、近年非常な勢を以

て利用されて來たが、更に開發すべき可能性がある。

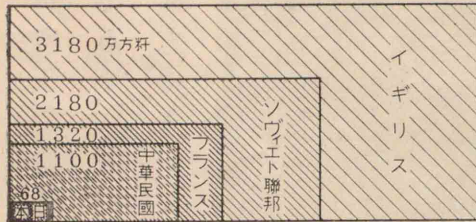
要するに、産業の振興には資本の供給、労働者の素質などのことも固より輕視すべきではないが、併し産業合理化によつて經營を組織づけ、運用を統制し、製品の規格を統一し、それに従ふ土地をも人をも機械をも、ことごとく能率的にせしめることが、何よりの先決問題である。私たちは我が國土に於ける天恵を一概に薄いとせず、遺利を求め活用を考へて、十二分に資源を開發するやうにしたいものである。

第十三章 人口と國土

人口と國土 昭和五年の國勢調査の結果によれば、我が國の人口は約九千四十萬人であるが、そのうち内地の約六千四百四十五萬人は、一方料につき約百七十一人に當り、これを世界各國の本國

○國勢調査とは、或時を期して一舉に、その國の人口及び人口の構成を、各世帯によつて調査することないふ。

○マリアナ群島中の
のグアム島だけ
は米國の領土で
ある。

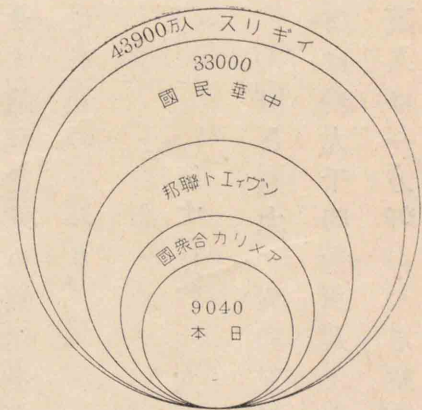


積面國要主

これは産業の振興、資源の開発によつて、或程度までは解決されようが、併しこの根本策としては、現住の地を離れて新天地を開拓するより外に良法はないのである。

翻つて我が國土を見るに、その面積は約六十八萬方呎、内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島を併せて、北は寒帯から南は熱帯に及んでゐる。但しこのうち、關東州は中華民國の領土であるが、明治三十七八年戰役以後、我が國が租借して、我が領土権を行つてゐる租借地である。また南洋群島（マリアナ、カロリン及びマーシャル群島）は、世界大戰に於ける平和條約の結果として、國際聯盟から統治を委任されて、我が領土権を行つてゐる委任統治地である。

拓殖と移住 既に人口問題、食糧問題の解決



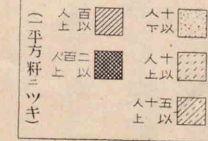
口人國要主

そして年々の人口増加は約九十萬と稱せられ、ために食糧問題や人口問題の解決が喫緊の急務として叫ばれるやうになつた。

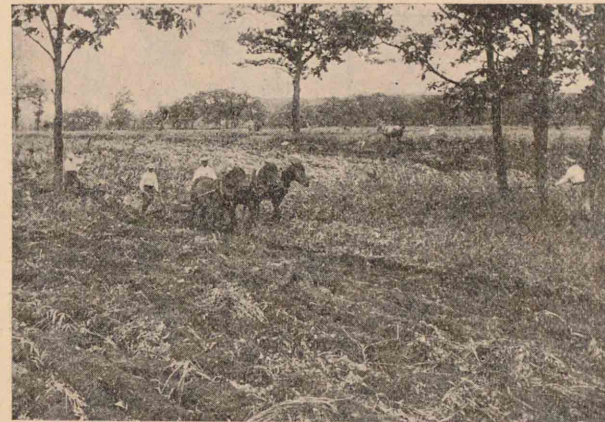
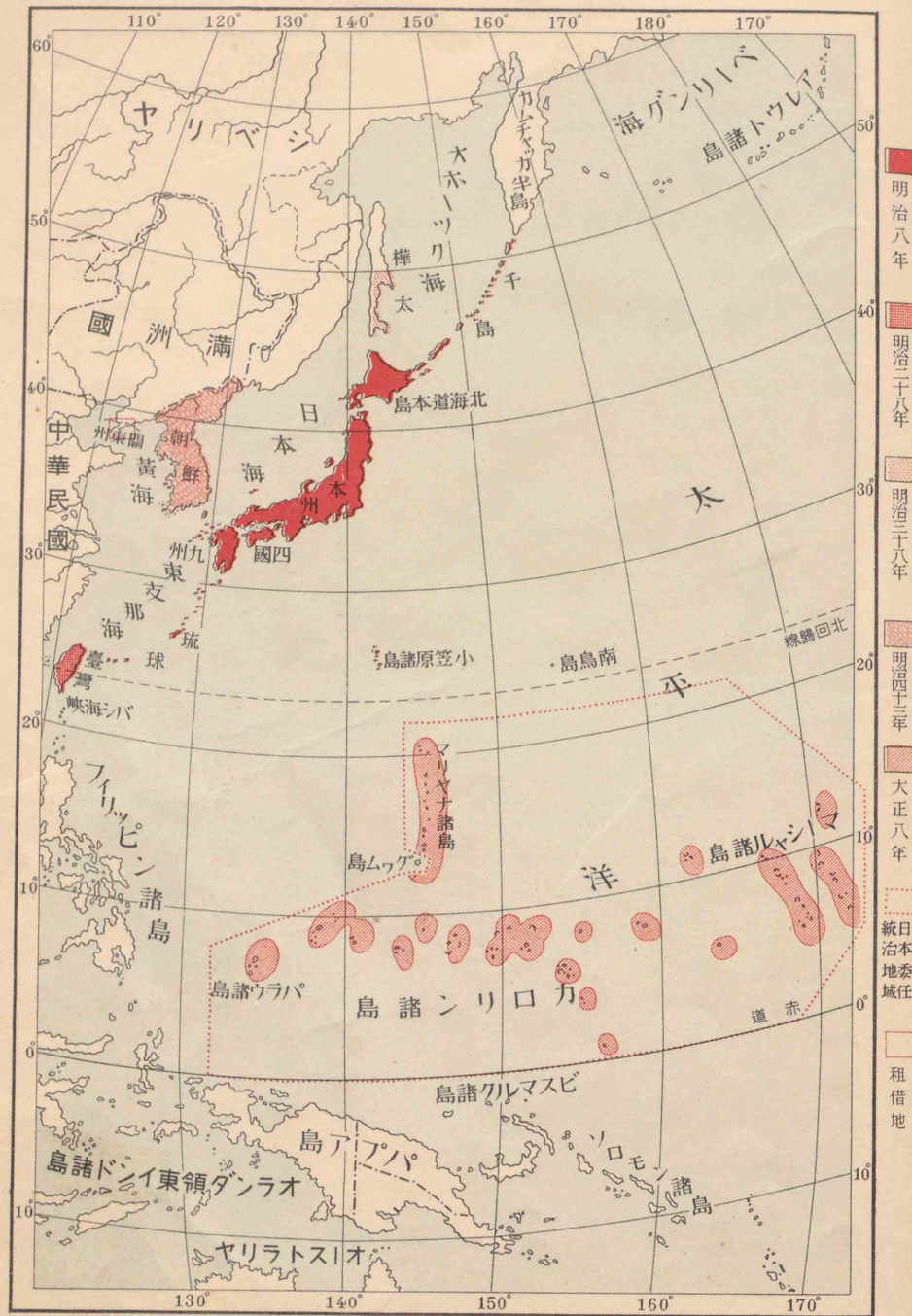
だけに比して見るに、その密度は實に第四位にある。しかもそれ等の國とは異なり、山地が多く平野が少い點から考へれば、實際上我が國の人口分布状態は、想像以上に變調を呈してゐるものといはなければならぬ。

本 日	171	134
ダンラオ	24	83
グアマン	82	27
セイバス	47	27
ーリタイ	134	18
スリキエ	183	14
カリメア北 國衆合	15	14
スラフ	73	9
ーギルベ	265	7
ツイド	137	
那 支	43	
トエヴン 邦 聯	8	
ルヅラフ	5	
ソチゼリア	4	

度密人口人國列

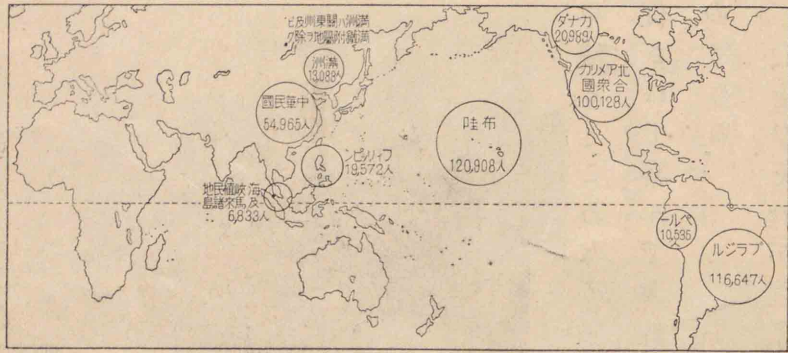


大日本



北海道に於ける開墾

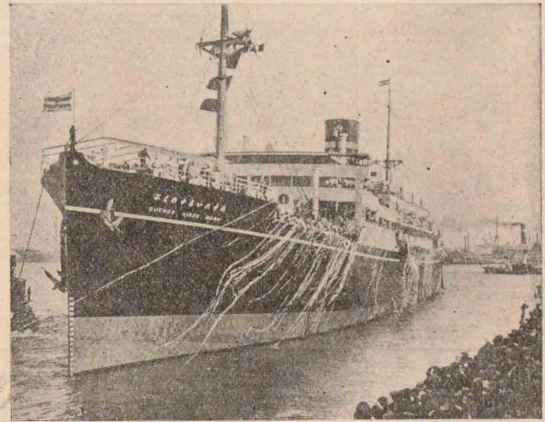
が現下の急務である以上、何よりも先になすべきことは、国内移住である。我が國は地勢その他の關係からして、人口疎密の程度も地方によつてそれ／＼異なつてゐる。その密なところから疎なところに移住することは、獨り個人の福利となるばかりではない。若しその移住が専ら産業のために行はれたものであれば、それはいはゆる拓殖となつて、國家的に資源を開發することにもなり、そこに二重の利益が得られる。それゆゑ、近年この種の移住を奨励し、北海道廳樺太廳には拓殖部などが設けられ、移住者には一定の荒蕪地を開墾さ



主要國に在留邦人

せ、無償拂下をなさせるなどの途が開かれてゐる。また臺灣、朝鮮などについても、或は政府でなり民間なりで、それら移住奨励の方策を立ててゐる。その他の地にあつても、干拓、開墾などのことはじめとし、種々の産業に導かれて移住が行はれてゐる。

海外發展 現代は廣く世界を大觀して、何事をも試みるべき時代である。徒に國內に立籠るを能事とすべきではなく、進取敢爲、遠く海外を馳驅すべき實力と識見とを具へなければならぬ。そして、これは男女を通じての信條であり



(港戸神) 帆出の船込乗民移

早残るところなく破られなければならぬ。愛郷愛國の精神に促されて、喜んで海外に雄飛すべき時が、今や私たちにめぐり來たのである。

たとひそれが産業・學術・文藝・宗教、その他如何なる方面に於てし

たい。

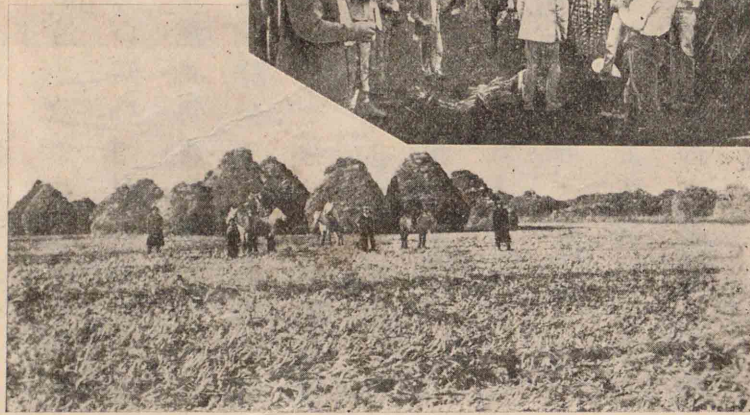
我が國が明治時代に入つてから、國家として異常な發展を遂げたことは、列國の等しく知るところである。しかも國が狭く人が多く、これを民族自衛の立場からするも、なほ自國に晏如たるを容さない事情にある。昔徳川時代に多くの人たちが貪つたやうな鎖國獨善の夢は、最

○海外移住者を特に移民といふことがある。

○海外在留邦人職業別にすれば、商業が最も多く、農業關係の労働者がこれについてゐる。



(上) ブラジルのコーヒー園で働く邦人
(中) ハワイの甘蔗畑で働く邦人
(下) 蒙古の大倉組農場の一部



たにもせよ、國民が有力な歩みを海外に踏み出すことは、別して現下の我が國にとつて慶すべきことである。今、海外在留邦人を見るに、總數約七十萬人、滿洲を主として世界各方面に互つてゐる。私たちは女子

としても、海外發展のことを正視する必要がある。若し私たちの境遇健康が許すならば、遠く萬里の波濤を越えてゆくこともまた、現代の婦人にふさはしい活動でなければならぬ。殊に現今は海外移住組合法による海外移住組合が多く、府縣に設けられ、すべて海外移住に必要な(一)貯金及び資金貸付、(二)土地建物などを組合員に譲渡し、または利用させ、(三)學校病院その他の事業を行つて海外移住を助成してゐるから、心あるものはこれを利用すべきである。

第十四章 社會改善

社會問題 或生活層に於ける生活問題で、しかも社會がその解決に當らなければならぬものを、名づけて社會問題といふ。現代では、生活問題は全く經濟問題として見られるが、個人の自由競

争と資本重視の經濟組織は、やがて各生活層の對立を招き、ごうかするとその利害が相衝突し、ために種々の社會問題が起るやうになつたのである。

左に社會問題の主なものを挙げよう。

(一) 労働問題 企業に於ける資本の地位は、労働と同一水準にあるべき筈なのに、實際は労働者は、企業家の方寸によつて労働條件が定められ、賃銀が安く、労働が強化されることが多い。元來労働者は、自由契約の形式に於て被傭者たるものであるが、事實に於ては労働を賣るだけであるから、労働者は從屬的地位に下り、それに伴ふ苦痛の感じが、物質上の報酬によつて償はれないとすに至れば、こゝに待遇問題が起る。また生産品の賣行が減ずれば、賃銀の引下が行はれ、生産を調節するから、労働が過剰になつて労働者の解雇となり、こゝに失業問

小作關係法
秋田縣
新庄郡

題が生ずるのである。

かういふ場合に、労働者が團結して資本家に對抗し、自己のために事件を有利にしようとするれば、いはゆる労働争議が起り、勢の激するところ、時に誤つて不穩過激な破壊的手段に出ることもある。

(二) 小作問題

これもその本質は労働問題と同じく、はじめは年の豊凶、米價の高低に促されて、小作料減免を當面の要求とする小作人の運動に發し、やがて一轉して小作人が労働者たる自覺によつて、地主たる資本家に抗争を試み、めい／＼に加へられてゐる經濟的社會的重壓をはねのけようとするところ、に於て、甚だ重大な社會問題となる。かうして遂に小作争議の頻發を見るやうになり、小作人としては小作米不納耕作地共同管理などの方法によつて、地主を屈服せしめようとする。

これにも種々の破壊的手段の講ぜられる恐がある。

(三) 中産者問題

我が國に於ける産業革命ともいふべき社會現象は、明治時代末期に至つて、はじめて顯著に見られた。各種工場工業が勃興したのに伴ひ、あらゆる産業が資本を中心とする組織となり、そのために在來の生産分配の態様が全く一變されて、近代産業が勃興し、この間に資本の集中が行はれ、労働の機械化が實現された。

随つて中・小の農民や商工業者が經濟上にその獨立が保ちがたくなり、續々と無産者化してゆき、こゝにも大きな社會問題が生ずるやうになつた。

これ等各種の社會問題につき、國家はそれ／＼對策を講じ、その解決に盡してゐる。私たちは勞資いづれの側にあるにしても、かやうな問題は、その根本が多く我欲と誤解とに發し、延いて意外な

上資本
中産階級
下無産

○婦人公民權・婦人參政權の獲得をはじめ、婦人的に男子と同様の水準に引上げようとする各種の問題が、いはゆる婦人問題である。これ等の解決は殊に女子の心すべきところである。

労働問題
住宅問題
産業問題
租税問題
社会政策

不幸を招くものがあると心得て、専ら力點を勞資協調におき、圓滿な結末をつけるやうにしたい。

社會政策

各種の社會問題は國民に不安の感じを與へ、その思想を動搖せしめる。我が國に於ても、近來思想善導の聲が高いのは、明かに思想的に不健全なもののあることを示してゐる。これを救ふには、私たち國民がことごとく日本人たるの自覺に目ざめ、同胞相愛・共存共榮の大本に立たなければならぬ。輕々しく一時新奇の理論と空想とを盲信して、私たちの直面してゐる現實を度外視してはいけない。

かやうな見地からして、合法的に漸進的に社會的缺陷を除去して、改善の實を擧げようとするのが社會政策である。これは主として國家及び公共團體の力によつて、社會各方面に幸福と満足とを頒たうとする諸般の施設を生むものである。

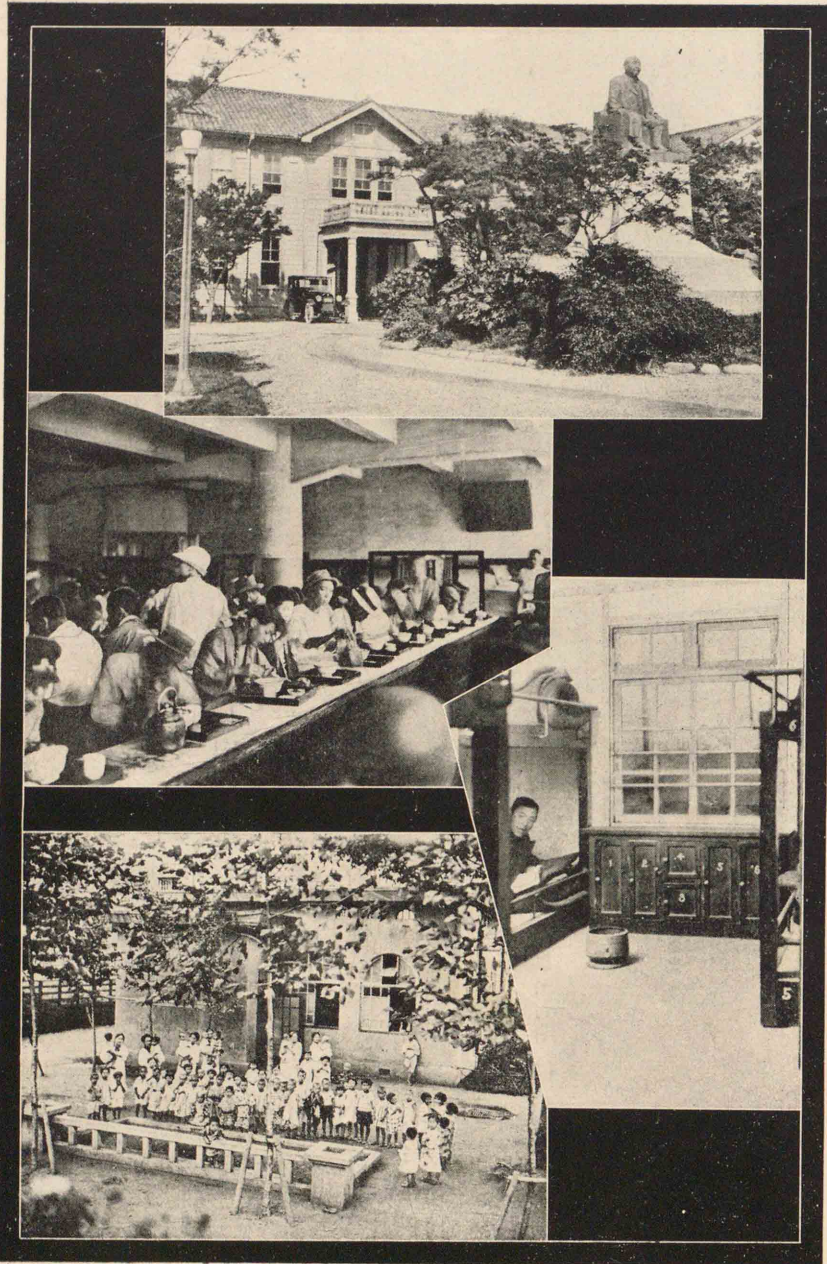
格闘・社會問題
格闘・社會問題
格闘・社會問題

現に我が國が課税を公正ならしめるために、累進率による税法を、労働者保護のために工場法・健康保険法・工場労働者最低年齢法などを、爭議解決のために労働爭議調停法・小作調停法を、産業助長のために産業組合法・米穀法・農會法などを、防貧・救貧のために借地法・借家法・簡易生命保険法・住宅組合法・救護法・軍事救護法・公益質屋法・職業紹介法などを施行してゐるが、これは皆社會政策を實現せしめる方策に出たものである。

社會事業

社會政策によつて、社會の福利を圖らうとすれば、そこにこれを實際に具體化し、なほ不足を補ふやうにして、種々の事業が考へられる。この事業を社會事業といふ。これは元來博愛・互助の精神に本づき、宗教關係の方面にまづ起り、後一般に篤志團體や公共團體・國家などに於ても施設・經營するやうになつた。

若し私たちが自己の生活に餘裕があるならば、その富を適當に



東(下右) 堂食橋田神設市京東(中) 院育養市京東(上)
所兒託塚大市京東(下左) 部内所泊宿易簡町寺泉龍市京

○隣保相助ける精神から、方面委員制度が起り、いはゆる貧民につき、その救護、向上のために盡すやうになつた。

他に頌つことは、社會生活の本義に顧みて、まことに望ましい行である。かやうにして社會奉仕の精神を以て現代に處するならば、私たちはみづからを高く清くするばかりでなく、社會を進めてゆく上に、非常な力となることが出來よう。私たちの有する幸福は、共同生活の恩恵であつて、決して私たち一己によつて得られたものでない。この眞理を私たちの心に銘しておきたい。

社會事業として、現在行はれてゐるものは、病院・職業紹介所・市場・質屋・浴場・食堂・住宅・無料宿泊所・託兒所・診療所・養老院・産院・産業組合・低利資金貸出など、多方面に及んでゐる。これ等はいづれも、今後更に充實・擴張されるべきである。

社會改善 右に述べた社會政策や社會事業は、社會を救済し、福利を増進せしめて、私たちの環境を一層健全な合理的なものにするが、併しこれ等と共に等閑に附することの出來ないのは、私たち

○近來生活改善が唱道され、無駄を省き、生活を能率的にするところがその眼目とされてゐる。これはまた社會改善の一方面である。

自身についてである。これこそは社會改善の楔子をなすものといふべく、殊に思想的にかなりの混亂を指摘されてゐる現下の情勢にあつては、まづみづから社會正義の信念によつて築き上げ、共同依存の大義に目ざめて、衣食住は勿論、日常生活について、すべて簡素・實用を旨とすべきである。私たちは女子として、そこに極めて多種多様の任務を見出すであらう。

およそ犯罪は國家にとつて最も忌むべきことであるから、これに刑罰を科することは必要であるが、また悔悟の實を認められたものに對しては、いはゆる免・囚・保護の途を講じなければならぬ。もとよりその罪は悪むべきであるが、それがために必ずその人を社會的に葬るといふやうなことは、私たちのしたくないところである。殊にまだ成人にならないものの不良化や犯罪については、保護・感化に努めて、改過遷善の效を見るやうにしなければならぬ。

い。このために、少年法感化法、矯正院法なども設けられてゐる。なほ矯風事業も社會改善にとつて重大な事項である。禁酒、廢娼などはこれに屬するのであるが、私たち女子の力を以てすれば、相當に實績を擧げることの出来るものである。私たちは社會改善のことが女子に待つところの多いのを思ひ、自己の一家から更に進んで社會全般に互る大きな運動に對して、忠實な一人となりたいものである。

第十五章

世界と日本

人類文化の發達 太古草昧の時代にあつては、人智がまだ開けず、生活の態様も著しく原始的であつた。そして漁獵、牧畜などを事とし、多くは酋長の下に他族と鬭争するのを常とし、器具の使用、文字の利用なども少かつた。そのうちに肥沃な土地に定住して、

農耕を營むものが出来る頃になつて、人類文化は急速な發達を見るやうになつた。

通説によれば、今から四千年以上の昔、世界に於て文化の光を放つたのは、メソポタミアのチグリス・エウフラト河の流域、エジプトのナイル河の流域、インドのガンジス・インダス河の流域、及び中華民國の黄河揚子江の流域であつたといはれる。即ちこれ等の地方は、地味が肥沃で天産が豊富であるから、そこに制度、文物が整ひ、文藝學術が進んだ。實に人類文化はかやうなところに發祥したのである。

今、世界文化を分類すれば、東洋文化、西洋文化の二となる。それ等はそれ／＼長い年月の間に、幾多の變遷を経、民族、風土などの關係によつて大成されたものであるが、概していへば、東洋文化は精神的なところに特色があり、儒教、佛教、及びそれ等を抱擁して固有の國民思想に同化せしめた日本文化に於て、極めて顯著なものが

○物質偏重の生活態度は、精神偏重のそれと同じく、共に中正な生活といふことは出来ない。

ある。また西洋文化は物質的なのに特色が見られ、殊に近代に入り、科學を基調とするに至つてから、その傾向が一層著しくなつたのである。

これ等二様の文化が、最近の交通の進歩に促されて、互に相影響するやうになり、嘗ては他を疎んじ侮つてゐたことの謬見を悟り、今や東西各民族が、争うて他の長を採りつゝある。これによつて、東西兩文化は更に偉大な新文化への母胎として、一つに結成しようとしてゐるのを見遁すわけにゆかない。

文化史上の我が國の地位 これを國史に見るに、我が國は文化的國家として、古く朝鮮支那の文物制度を摸倣し、更にインドの思想を攝取し、そしてそれ等に独自の國民的色調を加へたのであるが、併し今にして考へれば、それは我が國民の創造だといつて世界に誇るには、實はいさゝか物足らない感じがされないでもない。

然るに、明治時代に及び、俄然國家としての飛躍を試み、普く西歐の文化を採用して、みづから有するところの東洋文化によつて、これを調整し、僅々六七十年にして、彼の地で四百年來に成し得たところを殆ど成し遂げた。この間に人類文化のために寄與したことも二三に止まらないが、まづ醫學理學などの方面に於て、殊に輝かしい業績を残したのである。

私たち女子は、女子本來の任務に考へ、やがて妻たり母たるべきことを喜とし、その地位を善用して、世界平和人類文化のために何等かの貢獻をなしたい。これは私たちの最も大きな、且また最も現代的な熱望でなければならぬ。そしてかやうな熱望こそ、我が國をしてこれまでの日本以上な、眞に偉大な世界文化に甦生させる所以であり、また同時に女子をして男子のよい助力者として、現代に活かす唯一の道である。

我が國の使命 私たちはこの東亞の君子國に生れたことを喜び、またこの國が現に世界の大国として、列強環視の下に國家行動を營みつゝあることに、一種の誇を覺える。願はくは、私たちは我が國を實質上に東亞の盟主、世界の指標となして、過去及び現在に存立したあらゆる國家に見る以上に文化的であり、また道義的であるべき崇高雄大な國家的理想に向つて、永遠に進んでゆくものにした。かやうな念願と、それに對するめい／＼の精進とは、それは女子だからといふことで、私たちに拒否されるべき寸毫の理由もない。私たちは國家の一人として、雄々しく朗かに、私たちみづからの前途に對して、心からの祝福を持たなければならぬ。

この元氣よい眞摯な「私たちの多數を一丸となして、日に／＼新しい日本が顯現されるのだと知る時、個々の私たちは改めて私たちの國民生活を反省しないではゐられない。そしてそこにこの

上ない満足と欽悦とを感じつゝ、私たちの前に展開される世界の日本を見ることが出来るのである。

女子公民科教科書

卷下 終

昭和七年七月二十六日印刷
昭和七年七月三十日發行
昭和七年八月十九日訂正再版印刷
昭和七年八月二十三日訂正再版發行

女子公民教科書

全二冊

〔定價〕

上卷 金五十五錢
下卷 金三十五錢



發行所

東京市小石川區小日向水道町八十四番地

著者 河田嗣郎
著者 鳩山秀夫

發行者 東京開成館
代表者 松本繁吉

印刷者 内海岩吉

株式會社 東京開成館

電話 小石川 (85) 283 328 483 521 899
振替貯金口座 東京五三二二番

美瀆部製所印刷部印刷

に置きたる 學習叢書 東京開成館發行

編者名	圖書名	冊數	送定料價	編者名	圖書名	冊數	送定料價
武蔵高等學校教授 文學士 浦部龜雄	に置きたる 學習國文	一	一、〇〇	東京市立一中教諭 文學士 淺井治平	に置きたる 學習日本地理	一	一、二〇
武蔵高等學校教授 文學士 浦部龜雄	に置きたる 學習現代文	一	一、二〇	東京市立一中教諭 文學士 淺井治平	に置きたる 學習外國地理	一	一、三〇
東京高等學校教授 大塚龍夫	に置きたる 學習日本文法	一	一、七五	東京高等師範教授 鍋島信太郎	に置きたる 學習代數	二	各一、一〇
弘前高等學校教授 三浦圭三	に置きたる 學習作文	一	一、三〇	東京府立五中教諭 布施久通	に置きたる 學習植物	一	一、九〇
東京府立一中教諭 澤田總清	に置きたる 學習漢文	一	一、〇〇	東京高等學校教授 鈴木豐	に置きたる 學習生理衛生	一	一、六五
東京府立三三教諭 武井亮吉	に置きたる 學習英文和譯	一	一、〇〇	東京府立六中教諭 吉田久義	に置きたる 學習鑛物	一	一、〇〇
東京市立二中教諭 上田義雄	に置きたる 學習英文法	一	一、三〇	廣島高等師範教授 文學士 田崎秀夫	に置きたる 學習物理	一	一、三〇
東京府立八中教諭 文學士 山本義夫	に置きたる 學習東洋史	一	一、〇〇	理學士 高松三二	に置きたる 學習化學	一	一、二〇
東京府立七中教諭 文學士 後藤捷三	に置きたる 學習西洋史	一	一、三〇				

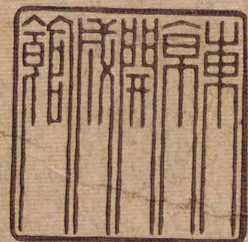
(內容見本贈呈)

四、二

津山澄枝

四、三

津山澄枝



甲午
用

広島大学図書
2000054299
